令和５年第８回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和５年１２月６日				
招 集 場 所	野洲市役所議場				
応 招 議 員	１番	村田　弘行	２番	小菅　康子	
	３番	田中　陽介	４番	山本　　剛	
	５番	木下　伸一	６番	津村　俊二	
	７番	石川　恵美	８番	服部　嘉雄	
	９番	奥山文市郎	１０番	益川　教智	
	１１番	東郷　克己	１２番	山﨑　敦志	
	１３番	山﨑　有子	１５番	荒川　泰宏	
	１６番	橋　　俊明	１７番	岩井智恵子	
	１８番	鈴木　市朗			
不応招議員	１４番	稲垣　誠亮			
出 席 議 員	応招議員に同じ				
欠 席 議 員	不応招議員に同じ				

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市　　長	栢木　　進	副 市 長	佐野　博之
教 育 長	西村　　健	病院事業管理者	前川　　聡
政策調整部長	布施　篤志	総 務 部 長	川尻　康治
市 民 部 長	長尾　健治	市民部政策監（文化スポーツ担当）	武内　了惠
健康福祉部長	吉田　和司	健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当）	田中　源吾
市立野洲病院事務部長（地域医療政策担当政策監）	駒井　文昭	都市建設部長	岡崎　慎一
環境経済部長	西村　拓巳	教 育 部 長	馬野　　明
政策調整部次長	小池　秀明	総 務 部 次 長	井狩　　勝
総 務 課 長	山本　定亮		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠藤　総一郎	事 務 局 次 長	辻　　昭典
書　　記	辻　　義幸	書　　記	船橋　潤子

議事日程

諸般の報告

第１　会議録署名議員の指名

第２　議第１１８号から議第１３５号まで

（専決処分につき承認を求めることについて（令和５年度野洲市一般会計補正予算（第８号））　他１７件）

質疑

第３　議第１１８号

（専決処分につき承認を求めることについて（令和５年度野洲市一般会計補正予算（第８号）））

討論、採決

第４　議第１１９号から議第１３５号まで

（令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）　他１６件）

常任委員会付託

第５　一般質問

開議　　　　　　　午前９時００分

議事の経過

（再開）

○議長（山本　剛君）　（午前９時００分）　皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は１７人であります。欠席議員は、第１４番、稲垣誠亮議員であります。

本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、１１月２９日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

（日程第１）

○議長（山本　剛君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、第１７番、岩井智恵子議員、第

１８番、鈴木市朗議員を指名いたします。

（日程第２）

○議長（山本　剛君）　日程第２、議第１１８号から議第１３５号まで「専決処分につき承認を求めることについて（令和５年度野洲市一般会計補正予算（第８号））」他１７件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第２番、小菅康子議員。

○２番（小菅康子君）　第２番、日本共産党、小菅康子です。改めて、皆さん、おはようございます。

議案質疑をさせていただきます。

議第１１９号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」、滋賀医科大学との共同研究講座設置に係る債務負担行為の追加について、質疑をさせていただきます。

補正予算は、滋賀医科大学との共同研究講座設置に係る債務負担行為、５年間で１億２，６００万円が提案されています。この「（仮称）骨軟骨代謝・関節機能再建学講座」の研究内容については、高齢化が一段と進む野洲市にとって有意義なものと考え、否定するものではありませんが、共同研究講座に要する市の負担総額の１億２，５２５万５，０００円の内訳で、直接経費９，６３５万円、間接経費２，８９０万５，０００円となっています。

全員協議会でもお聞きしましたが、そのときに示された「滋賀医科大学共同研究講座規程」には、直接経費は、謝金、旅費、教員の人件費、設備備品費、消耗品費等、共同研究講座の設置及び運営に必要となる直接的な経費となっており、間接経費は直接経費の３０％に相当する額となっていて、この間接経費について全員協議会では、「事業を進めるために必要なもろもろの経費である。」という答弁でありました。これは文科省が共同研究講座について示しているもので、こういう仕組みがあるということですが、しかし、５年間で２，８９０万５，０００円と大きな額です。それは市民の税金です。

そこでお伺いをします。

１点目、今述べましたように、「滋賀医科大学共同研究講座規程」での間接経費は３０％となっていますが、それまでの滋賀医大の共同研究における間接経費は直接経費の約１０％でした。しかし、令和２年１２月１日に滋賀医大が共同研究における間接経費の見

直しを行われました。これにより、すみません、ここ「令和４年」となっていますが、「令和３年」の間違いです。すみません。令和３年４月から、これまで１０％相当の間接経費が３倍の３０％になりました。その理由について、滋賀医大は「共同研究における大学の負担が大きくなったこと」としています。それはそれで一定分からないわけではありませんが、これだけ間接経費が増えるには、それなりの理由が必要かと思います。なぜこれだけの間接経費が必要なのか、どのような内容の間接経費が必要なのかを、市としてどのように認識されているのかをお聞きします。

２点目、直接経費については詳しく公表されるとのことでしたが、間接経費についても少なくとも年度ごとの決算で、事後に何に使われたかを公表されるべきと考えますが、見解をお願いします。

３点目、共同研究講座では野洲病院や地域包括支援センター、健康推進課の職員も事業を担われるわけですが、患者情報の共有、ケース対応など、今されている業務の上にさらに業務が増えることとなると思いますが、その人員配置や、きちんとされると思いますが、時間外手当などの手当はされるのか、お聞きします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山本　剛君）　駒井健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（駒井文昭君）　おはようございます。健康福祉部政策監、駒井と申します。

小菅議員から頂戴いたしました質疑に対して、答弁をさせていただきたいと思います。

まず１問目でございますが、間接経費がもともと１０％であったが、３０％になったことについての市の認識はというお問いでございます。ご指摘の間接経費につきましては、去る１１月２２日の全員協議会で私よりご説明をさせていただきましたとおり、共同研究事業を進めるために大学側で必要なもろもろの経費でございまして、滋賀医科大学におかれては、ご質問で申されたとおり、令和３年４月１日以降に開始する共同研究より、３０％ということで改定がされておられます。

滋賀医科大学が当該改定をなされた理由につきましては、令和２年１２月１日に同大学から発出された「共同研究における間接経費の見直しについて」という通知文書にて明確にされており、小菅議員もつぶさにその内容を読んでおられることとは思うのですが、以下申し上げますと、滋賀医科大学においては、平成２８年度に文科省と経産省が策定した、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の具現化に向けて、同学の実績

に対する間接経費を改めて試算されたところ、全体として、直接経費のおおむね３５％程度の間接経費が必要といった結果が検証され、共同研究における大学の負担が非常に大きくなっていることが明らかになったということでございます。そして、さらに書かれておりますことは、これまで間接経費として直接経費の１０％に相当する額を負担いただいていたが、研究を継続して遂行するためには、現状の１０％を維持した場合、大学の経費削減努力では資金不足を吸収できず、研究活動の継続に影響を及ぼしかねない状況になっているといった内容が大学から示されたわけでございます。

野洲市としましては、滋賀医科大学が示されたこれらの改定理由、経過について、十分な合理性があると判断をいたしておるところでございます。

また、この直接の根拠ではないものの、内閣府所管の競争的研究費に関する関係府省連絡会が定めます「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」におきまして、「間接経費の額は、直接経費の３０％に当たる額とすること。」と令和元年に改定され、現在に至っております。これに照らしましても、滋賀医科大学が設定されている直接経費の３０％という間接経費の率は、それと同じであるわけでございますから、適正な率と考えるところでございます。

次、２つ目、間接経費についても、事後に公表されるべきと考えるが、見解はといったお問いでございました。

市としては、ただいま申し上げましたように、３０％に設定された経緯及び理由並びに当該率に合理性があると考えておりますことから、特に公表されるべきとは考えておりません。

なお、先ほどの答弁の中で取り上げました、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」の別表において、間接経費の主な使途が例示をされてございまして、参考までにここで申し上げますと、管理部門及び研究部門において必要となる、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費等、もろもろでございます。

続きまして、共同研究で業務が増えることになると思われるが、時間外手当は支給されるのかといったお問いでございます。

本件共同研究事業に関して勤務時間外に関係業務が及んだ場合につきましては、申し上げるまでもなく、それぞれの所管の長の判断によって、時間外勤務が支給されるところでございますが、今回の共同研究事業においては、滋賀医科大学の職員たる研究員が主になって、市側の研究チームのメンバーと連携を取りながら共同で進める形になると見込まれ

るところでございます。

　また、市側におけるタスクとしましては、健康福祉行政、または病院の地域医療連携や継続看護といった従前の取り組みを基準に、その向上方策を研究したり、新たなスキームを考案、試行したりしようとするものであると見込んでいるところでございます。

　こういったところから、市側の関係部署、関係職員に関しまして、激烈に業務量が増加するとは見込まれ難いと思料するところでございます。また、かく申し上げた上に、市の保健師については、若干名の追加募集も行われており、また病院のリハビリ職員についても増員を図っておるところでございます。こうして一定の対策は講じられているとご認識いただけると考えるところでございます。

　以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　小菅議員。

○２番（小菅康子君）　１点、再質問をさせていただきます。

　２点目の間接経費について、年度ごとの決算で公表をするべきということに対して、ただいま駒井政策監からは３０％の合理性があるということで、市としては公表されるべきではないというお答えでしたが、そういう仕組みだからということであるかと思いますが、研究の内容と成果は税金であるだけに、市民に説明できるものでなければならないと思います。このような仕組みであっても、そのとおりにしなければならないというものでもないと思います。市の裁量として、大学側と公表なり、そのあり方を定めたらいいと思いますが、その点について、再度お聞きします。

○議長（山本　剛君）　駒井健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（駒井文昭君）　小菅議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

　間接経費に該当する主な使途につきましては、先ほどの答弁で申し上げたとおりでございます。もう繰り返しては申し上げませんが、まさに研究に必要なもろもろの経費でございます。それに関して、市であえて明細を求めるというようなことは無用と考えているということでございます。大変細かい、恐らく日々発生するような請求書の処理であったりとか、そういった内容になるわけでございます。それに関してあえて公開を求めていく合理性もないというふうに認識してございます。

　以上でございます。

○議長（山本　剛君）　小菅議員。

○２番（小菅康子君）　同じ答弁になるかもしれませんが、これは、やはり市民の税金で

ありますし、市と滋賀医大との共同研究というものです。ですから、もろもろの経費、細かいものというふうなことでありますが、やはり、市は市の毎年の決算で１円のお金もきちんと出しておられます。そういう点からいっても、やはりきちんと示して公表をしていただきたいと思いますが、再度お願いします。

○議長（山本　剛君）　駒井健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（駒井文昭君）　再々質問にご答弁をさせていただきます。

同じ答えになるということで、ご指摘いただいているとおり、同じ答えになってしまうことは恐縮なんですけれども、まず国立大学法人、一定、公的な機関であるというところも総合的に鑑みて、その明細るるに関して、公開を求めていく必要もないというように考えるところでございます。こういった形でしっかりと協定を結んでやっていこうということを考えておるわけでございます。物事は何事でもそうでございますが、資本主義経済の中におきましては、やっぱり信用経済でございます。議員が旨とされておられる経済論理とは異なるかもしれませんが、私どもは、資本主義経済の中で信用経済、そして契約を結んでいくわけでございますから、契約の相手方の属性に鑑みましても、何ら心配する必要はないと、適正に執行されるものと確信をいたしておりますので、開示を、るる詳細を求めていく考え方は毛頭ございません。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　次に、第１０番、益川教智議員。

○１０番（益川教智君）　第１０番、新誠会、益川教智です。

それでは、議案質疑をさせていただきます。

議第１１９号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」について質疑させていただきます。

本議案におきまして、滋賀医科大学との共同研究講座の設置に関して、令和５年度から令和１０年度の６年間にかけて、総額１億２，６００万円の債務負担行為が提案されております。５月の全員協議会におきまして、報告されておりましたが、そこからおよそ半年がたっており、中身が一定出来上がってきたのかなというところで、改めて確認のためにお尋ねさせていただきます。

では、順次質問していきます。

まず１点目、今回、主な共同研究課題として、「地域医療連携パスによる整形術後患者等の退院後の継続支援について」、「若年期からの骨粗鬆症その他生活習慣病予防指導の有

効策について」、「整形外科専門医の健康教室等で啓発と個別指導群への直接アプローチ」が主な目的として挙げられております。これらの課題設定に当たり、他の自治体の事例、また取り組みなどを具体的にどのように調査、検証されて設定されたのか、お尋ねいたします。

次、問２です。

本件について起案されたのは地域医療政策課でありましたが、６月の一般質問の答弁の中で、まさに現場で対応いただいております高齢化対策や介護予防の現場である地域包括支援センター、また高齢福祉課から、「今後、大学との協議についてはゼロから参画させてくださいという形で申出をいただいている」ということでありました。本年６月２０日から、さきの全員協議会の開催日である１１月２２日までの間に、滋賀医科大学との共同研究講座の設置に係る協議に具体的にどのような形で参画されたのか、お伝えください。

問３です。

５月時点では、設置期間を令和６年から１０年の５か年とし、毎年の市の費用負担として２，０００万から２，５００万円を予定しているとのことでありました。今回の提案では、毎年約２，５００万円の負担となっており、当初の想定の上限となっております。その理由をお伝えください。

問４です。

経費の項目として、直接経費、間接経費とありますが、間接経費については直接経費の３０％となっております。直接経費の算定項目、金額はどのようになっているのか。特に今回特任教授、また特任助教が設置されることになり、その人件費というものが大半を占めることになろうかと思いますが、それぞれがどのように計上されているのかも含めて、お尋ねいたします。

次です。

直接経費、間接経費の使途について事後的に開示されるのか。されないのであれば、その理由は。先ほどと重複しますが、お答えをお願いいたします。

問６です。

本講座の設置によりまして、市立野洲病院に特任助教の１名が整形外科医として常勤で勤務されることになるのか。そういう認識でよいのか、教えてください。

問７です。

今回の共同研究講座に係る費用は、実質的に病院側が負担することになります。本講座

の目的である市民の健康づくりは、市において主体的に実施されるべきものであり、病院事業会計において負担すべきものではないと考えますが、認識をお伺いいたします。

そして、今回、野洲市ではなく、市立野洲病院が滋賀医科大学と同内容の協定を締結するということは可能でしょうか。可能であるならば、なぜしないのでしょうか。また、不可能であるならば、その理由についてお尋ねいたします。

以上、８つの質問をさせていただきました。お願いいたします。

○議長（山本　剛君）　駒井健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（駒井文昭君）　益川議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず１つ目でございますが、課題設定に当たって、他の自治体の事例や取り組みを具体的にどのように調査、検証されたのかということでございますが、今回の課題設定に関しては、滋賀医科大学の整形外科学講座の担当教授と何度もやり取りをし、また今回結成した当市のプロジェクトチームのメンバーである野洲病院内のリハ科のスタッフや骨粗鬆症のリエゾンチームの看護師、その他健康福祉部の保健師などで検討したものでございまして、特に他の自治体の事例や取り組みを調査、検証などして、それに依拠したものではございません。

例えば、研究課題の１つとして掲げる骨粗鬆症対策を例に申し上げますと、厚労省が策定し、令和６年度から発行いたします「健康日本２１」の三次計画においては、「女性の健康」という項が目出しされているわけですが、今回初めて骨粗鬆症検診の受診率向上が新たなベンチマークとして設定をされることとなってございます。

しかしながら、県の他、周辺の市町におきましても、その具体的な取り組みということはまだ見定めておられないと承知をいたしているところであり、今、議員がおっしゃる、他のまちを検証するなどといった従来の野洲市の政策形成手法ではなく、今は必要なことは野洲市が積極的に先陣を切っていく形、滋賀医大の今井教授の言葉を借りて申せば、まさに野洲モデルを打ち立てるべく取り組もうとしているところでございます。

２つ目でございますが、６月２０日から１１月２２日までの滋賀医科大学との協議に、地域包括支援センターや高齢福祉課が具体的にどういった形で参画されたかということでございますが、地域包括支援センター、高齢福祉課と健康推進課からは、保健師２名がこの共同研究のプロジェクトチーム員として参加をしてくれております。当該保健師たちは、８月７日に滋賀医科大学の整形外科学講座の教授室にプロジェクトチームの一員として出向いて、担当の教授や研究者と現状や研究課題の設定について十分意見を交わせてくれて

おります。

３つ目でございますが、２，５００万円という当初の設定の上限になっている理由ということでございますが、申し上げた後に、滋賀医科大学から示された資料を基に、今回予算計上に当たり積算した結果でございます。上限ではありますが、当初お示しした範疇であり、特に申し述べる理由はございません。

４つ目でございますが、直接経費の算定項目はと、特任教授、特任助教の人件費の計上も含めて問うということでございますが、今回、予算要求の基礎となった現段階での直接経費の算定について申し上げますと、特任教授、特任助教の人件費、それと事務職員の雇用費などの事務費、それとイノベーションセンターの施設使用料の合計が直接経費でございます。

なお、それぞれの内訳の金額につきましては、特任教授と特任助教の人件費、つまり報酬を結果的につまびらかにさせることになってしまうことから、過去のゆゆしき情報の拡散による個人情報、個人の尊厳の侵害があったという事情、あるいはこの議場という場所の公開性に鑑みまして、ここでご答弁をさせていただくことは控えたいと考えております。

５問目、直接経費、間接経費の使途について事後的に開示されるのかというお問合せでございますが、直接経費については大きな項目ごとで、間接経費については間接経費という全体のくくりで、負担者である市に滋賀医科大学から報告があるものと見込んでございます。滋賀医科大学から市に報告された内容を開示するかしないかということにつきましては、市民から公文書の開示請求があった場合に、例規に準じて、個別に判断、決定する処分の内容となりますため、ここで申し上げることはできないと考えております。

６番目、本講座の設置によって、特任助教１名が整形外科医として常勤で診療に当たるという認識でよいかということでございますが、お見込みのとおりでございます。

なお、令和６年４月からは、特任助教１名は常勤見合いで、野洲病院の整形外科で日々診療に従事をいたします。それに野洲病院の常勤の整形外科医１名と合わせて、４月以降は２名体制となると。

なお、特任教授につきましては、週に、回数は未定ですが、臨床研究のために野洲病院に赴かれ、手術など、一定高度な医療を行われる予定と認識をいたしております。

７番目、今回の講座の目的は市民の健康づくりで、市において主体的に実施されるものであるために、病院事業において負担するべきではないと考えるというご意見でございますが、今回の共同研究においては、野洲市の健康づくり施策が向上し、市民の健康が図ら

れることを第一の目的としているわけでございますが、それは、いわばプライスレスなものであると言い得ると存じます。

一方で、特任助教である常勤医が野洲病院内に勤務され、また特任教授の臨床研究により野洲病院で手術が行われ、患者が確保され、野洲病院の医療サービスやスタッフの資質が向上し、ひいては野洲病院が得られる診療報酬が向上するということが、副次的な効果として期待されるところでございます。

今回の事業費の負担元を考えるのに当たって、つまるところ、本共同研究における経済的な部分の恩恵を具体的に享受し得るのはどこかということを考えたところでございます。その結果、それは市立野洲病院であろうということで、マネタリーなことは病院事業会計で負担することが妥当であろうという結論に至ったわけでございます。

８問目、今回の講座を野洲病院と大学が結ぶことは可能かということでございますが、申し上げましたように、今回の講座の目的、つまるところ、対象と意図に分離できますが、対象と意図は野洲市民が健康になる方法を研究するということでございます。この対象と意図は、市の一般施策が担うべき対象と意図であり、公営企業施策である病院事業が担当するものではないことから、不可能であると考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　では、再質問させていただきます。

問１でお尋ねしました今回の課題設定に当たっては、他の自治体の取り組み等は検証していないということでありました。他の自治体、周辺自治体に関しては、そういう先進的な取り組みをしていないということでありますが、全国的に見て、そういうことに取り組もうとしている自治体があるのかないのか。野洲モデルをつくるということを言われましたが、何が野洲市特有の課題であるのか、全国と比べたときに何が違うのかということが分からないと、野洲市特有のモデルというのは成立しないと思いますし、全国の自治体、これまでの取り組み、いろいろ今回の課題設定に当たって、例えば整形外科で手術した後の患者さんの動態行動が把握できないなどの課題は、これは全国的な課題でありましょうし、そういうことについて、他の自治体ではこういう取り組みがありました、こういう取り組みがされていました、あっ、これは効果があったみたいですね、これはなかったみたいですね、そういうことを把握した上で進めていかないと、せっかくこうやってお金を使ってやるのであれば、それは効果的な投資とは言えないと思うんですが、その点に関して

はいかがでしょうか。

地域包括支援センターや高齢福祉課のスタッフに関しては、中に入っていただいてやっていただいていると、取り組んでいただいているということで認識しました。

問３のところに関しては、２，０００万から２，５００万円を予定していたが、２，５００万となりました。ただ、これは当初お示ししていた範囲なので、特に理由を申し述べることはありませんということでありましたが、２，０００万円は２，０００万円、２，５００万円は２，５００万円、それぞれ算出した根拠があるはずです。２，５００万円となりましたということに関しては、一定、何でそうなったのかという理由は説明していただく必要があるかと思いますが、改めてお尋ねいたします。

問４についてですが、直接経費、間接経費について、特に今回の２，５００万円の大半を占めることになるであろうこの特任教授、特任助教の人件費について、個別に公開することはここでお伝えすることはしない、この議場という公開性に鑑みてしないという判断、その理由が全く理解できないんですが、公開で、ここでこうやって、今回この２，５００万円がどのように使われるのかを私たちが審議して、あっ、そういう使い方だったら進めましょう、それはちょっとどうなんですかということを判断するために今こうやってお尋ねしているんです。ですので、この個別具体的にどのように使われるかは、しっかりとお示しいただくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

問５、直接経費、間接経費の使途については、事後的に開示されるのか。滋賀医科大学から、全体として直接経費、間接経費でこのように使いましたという概算の報告はあるであろうということでありましたが、先ほどの小菅議員の質問とも重複しますが、大学であったり、教員であったりが研究費をどこから取ってくるのかというのは、前川先生がおられるので、よくご存じかと思いますが、それぞれの研究職の課題であると思います。その中で、主にどこからというのが、財源となってくるのが、大学から研究室への配分、また企業、民間企業との共同研究、そして民間の助成金。

もう一つ大きいのが、先ほど答弁の中でも触れられました学術振興会がやっています科研費ですね。科研費については、先ほど、図らずも部長、政策監自らご答弁いただきましたけれども、おっしゃるとおり、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」というものがあります。その中で、この間接経費運用の基本方針としまして、被配分機関、要するに受け取った側については、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任のもとで、使用に関する方針等を作成し、それにのっとり計画的かつ適正に執行するとともに、

使途の透明性を確保することとされています。証拠書類についても、間接経費に関する証拠書類は被配分機関において適切に保管することとするとあります。しっかりと証拠を残した上で、透明性を維持しなさいよと、しっかりと透明性を持った上でやりなさいよということがここに明らかになっています。

なぜそのように厳しく、厳密にされているのかということは、先ほど小菅議員もおっしゃったように、原資が国民の税金で賄われているからです。今回も、病院会計から負担するとはいえ、公営企業のお金がそちらに回ることになります。ですので、科研費についても、適正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正行為を行わないことが求められています。当然、研究職の方は不正などしようとは思っておられないでしょうが、ここで、このようにして厳密にされているんです。同じように公的なお金を使うということになるにもかかわらず、今回、市のほうから、滋賀医科大学には間接経費の透明性を求めない、どのように使ったかの公開を求めないというのは、道理がおかしいのではないでしょうか。

問７、問８についてですが、目的は市民の健康づくりであると、その効果については、一番享受するのは病院であるので病院で負担する。目的と効果でしっかりとそこが一致していないということになりますが、その効果を享受する病院として、しっかりと医師確保を目的とするべきであると思います。問８にも絡みますけど、今回、目的を市民の健康づくりとしているために、このような同内容の共同研究講座の設置は無理、不可能であるということでありますが、であれば、本来的には目的としてお金をそうやって出すことができないものについて、市を経由して病院からお金を出そうということになるので、これは目的外として取り扱われるべきものなのかなと思いますけれども、この点についてお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（山本　剛君）　先ほどから報道関係者が来られており、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

駒井健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（駒井文昭君）　駒井でございます。

再質問にご答弁をさせていただきます。

まず、順番に申し上げたいと思いますけども、他の自治体をなぜ検証していないのかということでございますが、別に全く検証していないわけではございません。特に記録にと

どめてはおりませんけれども、いろんな自治体の実績については、日々から承知をしておるところでございますし、当然、ベースではそういったところの取り組みも当然、一定鑑みながら、日々施策を進めているというところでございます。

日本中に１，５００ほど、たしか市区町村があったと思うんですけれども、どうも政策立案の手法というか、認識が益川議員と私どもでは異なっているなということを感じざるを得ないんですけれども、我々、市の行政として、多分向き合うべきは市民と考えているわけです。市の公務員でございますから、まちの地域資源というものを一番熟知しているというふうに自負しておる。市民に向き合って、まちの地域資源に鑑みた場合、どういう施策が有効かという、そちらのアクセスをして政策を立案し、考案し、実践していくと。まさに市民に向いた行政として、我々はそういった形で政策形成をしていく必要があろうというふうに考えています。機関委任事務とか団体委任事務とか例外もございますけれども、まさに自治事務、政策的事務を今回やろうとしているわけでございますから、よそのまちのことを全く見ないと言っているんじゃなくて、基本は市民と地域資源に着眼してやっているということでございます。野洲モデルを立てるんだということで、別に最初からオンリーワンを目指しているんだということではなくて、別にそれがよそのまちがやっておられたことでも別に構わないんじゃないかなと、それぐらいの気迫、意気込みで、日々仕事に取り組んでいるという、真剣にやっているということをご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、２，０００万円から２，５００万円と以前言っていたということなんですけども、まず、これは大学のほうから客観的な根拠に基づいて、２，０００から２，５００の間でしょうということを、ほぼ最初のほうに金額のほうをご提示というか、ご相談に応じて明らかにしていただいています。２，５００万円というのは特任助教を置いた場合、今回のケース、２，０００万円というのは、推定するに特任助教を置かなかった場合は２，０００万円だろうと。だから、そこで当初の段階ではまだ明らかでなかったので２，０００から２，５００万円という話になっているということでございます。

いくつか話が続いたかと思うんですけども、２，５００万円の根拠を、別に隠すつもりは全くございません。これはここで申し上げることは、私は本来控えたいんですけれども、恐らく開示対象の情報、公開対象情報になってくると思います。ですから、全く隠すつもりはなくて、必要に応じては資料提供させていただけるものと考えております。ただ、今の野洲市のこの施策に向かって行われてきた様々な、不当なと申し上げてよいのか、不適

当と申し上げてよいのか分かりませんが、画策もあったでしょうし、そういったことの実態を考えましたときに、このインターネットで中継されているこの議場で、果たして特任教授何ぼ、特任助教何ぼということを言ったらどうなるかということは想像にたやすいと思うんです。だから、議場では言わない、言えないと。本当はそんなことは非常に悲しいことなんですけれども、そういった悲しい事実、実態、過去も含め、今もそうかもわかりませんが、そういう実態がありますので、この議場では言えないということなんです。本来公開性が高く、透明であるべきこの議場をそうたらしめていない事情があるということをご認識いただきたい。そこに議員がどういう形で関与されているかは存じ上げませんけれども、そういう実態があるということでございます。ですから、言えないということでございます。

それと、科研費で……。

（「議長」の声あり）

○議長（山本　剛君）　ちょっと待ってください。発言してください。答弁中です。

○健康福祉部政策監（駒井文昭君）　科研費のことでございます。当然、議員ご承知、ご指摘いただいたように、使途の透明性は図られるべきでございます。これも先ほど申し上げたこととよく似ているのかなというふうに思うんですけれども、別に決して大学側も隠そうと思っておられることはないと思います。必要な手続をもってすれば、それは閲覧できることもあるでしょうし、確認することも可能かと思いますが、市として、その必要性は特段なかろうというように考えているわけでございます。

それと効果と目的のことで、問７、問８あたりでございますけれども、大変失礼ながら、ちょっと私の答弁をご理解いただいていないのかなというように感じております。事業には目的は必ず存在します、対象と意図。対象と意図、目的が必ず存在します。今回の共同研究の目的は、対象と意図は市民が健康になるよう研究をするということでございますから、それが目的でございます。そのために事業を立ち上げているわけでございます。それに伴って、いろんな効果というのはあるわけでございます。当然、想定されるものもありますでしょうし、想定されない効果もあるんだろうというふうに思います。決して、野洲病院に医師が確保されるという効果を否定しているんじゃないんです。そういう効果があるということも明確に申し上げているわけでございます。ただ目的ではない。効果があるというふうに申し上げているわけであって、その効果に鑑みますと、どんな効果なのかというところを考えますと、経済的効果が、それも比較的明確に早い段階で経済的効果が見

込めるわけでございます。それはどこに効果が及ぶのかというと、市立野洲病院の経営、いわゆる病院事業にその効果が及ぶわけでございますから、もう一度申し上げますが、マネタリーなことに関しては、金銭的なことに関しては、病院事業で負担することが妥当だろうということです。

かなり突っ込んだところで、ご質問の中でおっしゃったように感じたんですけれども、病院事業会計でこの５年で１億２，６００万、５００万か、６００万弱を負担するということに関しての適法性でございますが、既に公認会計士に確認済みでございます。病院事業は企業会計でございますので、公営企業という企業でございますので、当該企業の経営に益がないことに関しては１円のお金も出せないというのが公営事業の仕組みでございます。それに鑑みますと、まさに申し上げたように、今回の共同研究事業の目的は市民の健康づくりではありますけれども、その共同研究事業を実施することによって、結果、効果は病院事業の経営に及ぶわけでございます。このロジックが明確であるがゆえに、病院事業でこの費用を負担することに関して何ら問題はないというのが公認会計士の見解でございます。そこまで実は我々早くからリサーチをして、この仕組みを考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　最初に１点。特任教授、特任助教の人件費について公開できないという理由を説明されている中で、執行部に対する不当な、または不適当な追及がなされてきており、それが今回なされる可能性がある。そして、最後に、益川議員がそれにどのような形で関与されているのかというような発言をされましたね。その点については撤回いただけますか。

○議長（山本　剛君）　暫時休憩します。

（午前９時５２分　休憩）

（午前９時５６分　再開）

○議長（山本　剛君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員。

○１０番（益川教智君）　今ほどの発言につきましては、議長からも制止がありましたので、これ以上は控えます。

では、議案質疑に戻ります。

１点目について、市民に向かって、どのような効果的サービスを提供するか、それに注力して、それに重点を置いているということでありました。それはもちろん当然のことであります。そのために、他の事例をいろいろと探して、参考にしてやっていく。市民に最小の費用で最大の効果、最大のサービスを提供するために、どのようなところでどのようなことがなされているのかを調査、検証してやっていくということが適切な行政運営だと思います。

１回目の答弁と２回目の答弁で何か言っていることが若干ずれていたような気がするんですけれども、私は、最初に他の自治体の事例や取り組みを具体的にどのように調査、検証したかということについてお尋ねしました。そのことについては、特に具体的にはやっておりませんがというような発言をされて、るる、日常的にそのようなことについてアンテナを、まあアンテナとはおっしゃっていませんが、日常的にそのようなことも視野に入れながらということはおっしゃいましたけれども、私は具体的にどのようにということを申し上げましたので、その点について、今、私がお伝えしたような市民に最大のサービスを提供するには他の事例を調査、検証する必要があるのではないですかということについて、改めてお答えをお願いします。

（「議長」の声あり）

○１０番（益川教智君）　まだですよ。他にもあります。

○議長（山本　剛君）　どうぞ、続けてください。

○１０番（益川教智君）　問３、問４のところに関して、２，０００万から２，５００万円のところ云々で、特任助教が来なかった場合に２，０００万、今回は特任助教が来られるので２，５００万円ということになりますが、ここから察するというか、おのずというか、算数ができればということになりますが、特任助教の費用、人件費というものがおよそ５００万円ということになるのかなと思います。これは図らずも出てきたわけですけれども。今の市立野洲病院の医師の報酬、人件費の平均が病院事業管理者及び院長等、管理職を含めて約１，３２０万円と伺っております。今回、その程度か、それと同水準になるのかなと思っていたんですけれども、そういうわけでもないみたいなんでということではありますが、問４のみならず、問７、問８にも絡みますが、当然、事業をするに当たっては目的を達成するためにお金を出すということですね。その効果として今回、市立野洲病院に整形外科医が常勤で来られるということでありまして、少なくとも、おっしゃるとおり、その目的として、公認会計士にも確認したとおっしゃいましたし、その範囲において、

病院に来られる方の人件費、その直接的な効果として得られる、そのための費用としての範囲であれば、私は病院事業会計からも出すことができるのかなとも思うんですが、それ以上のものについて、少なくとも市民の健康増進等に係るものですので、今回５００万円はこの人件費の中で入っておりますので、その分に関しては病院事業会計として持ってもいい、もしくは、本来であれば、医師の確保というものは病院事業管理者の責任においてなされるものでありますので、ここで一定の水準が出ておりますし、また、他の医師の報酬と同程度の報酬で滋賀医科大学からこの助教の先生に、まさにその医師として地域医療、市立野洲病院の勤務医として来ていただくということはお願いできないんでしょうか。まさにそれが滋賀医科大学から来ている前川先生に求められている役割だと私は認識するんですが、その点についても、お答えをお願いします。

　問５、直接経費、間接経費の人件費等々も含めて、その使途について云々のところ、今回出せませんということでありますが、さっきも言いましたけど、この２，５００万円がどういう内容で使われるのかということをしっかりとこの場において、公開の場において議論されるということこそが大切なのであって、ここでは出せません、後で資料提供をしますなんて理屈は成り立ちませんよ。ここでしっかりと公の場においてされること、そうやって透明性を持って、市民にも知っていただく機会をしっかりと提供して、いつでも市民が知ることができる、その上で市政を前に進めていく、これが健全な行政運営だと思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長（山本　剛君）　駒井健康福祉部政策監。

〇健康福祉部政策監（駒井文昭君）　順次、ご答弁をさせていただきたいと思いますが、たくさんおっしゃっていただきましたので、ちょっと欠落等あれば、またご指摘いただきたいと思います。

　まず、他市の事例に関してどうこうの話でございますけども、決して、我々は見ないとは言っていないわけでございます。見なくても当然情報は入ってきますし、当然それはこういった政策のみならず、普通に事業を進めていく上でも、周辺の自治体であったりとか他のまちの取り組みを参考にするのは当たり前のことでございます。それを中心に政策立案せよというところのご主張のようでございますけども、そんな政策立案は、私も含めてですけれども、今の野洲市はそんな考え方ではないということでございます。市民に向いて、市の地域資源に着眼して、市民のための施策を頑張って、ビルドアップさせていくというのが考え方であって、そうあるべきと考えますので、そのようにしていきたいという

ことを申し上げている。実際、その他市の事例とかは、今申し上げたように、おのずと入ってもきますし、それから実際、研究が始まったら、視察も行くかもしれませんし、まだそこは未定ですけども、そんなことは当然参考にしますよというように思うところでございます。

それから、依然ちょっと目的と効果に関してご理解を賜れていないなというように思わざるを得ないんですけれども、今おっしゃった特任助教の人件費が、算数ができたらいくらとかいうこともおっしゃいましたけども、その算数が直ちにそのとおりなのかというと、そこはそうではないということは申し上げておきたいんですけれども、今、益川議員が質問の中でおっしゃったその金額の数理的な論理に関しては、いわゆるインプットをベースにされているわけですね。私が申し上げているのは、目的と効果でございます。効果というのはアウトプットですよ。アウトプットが野洲病院の経営においてこの２，５００万円を同等または凌駕する、アウトプット、効果が野洲病院の経済的な部分において見込めるので、マネタリーな部分は野洲病院で負担することに合理性があるというのが私どもの考え方でして、公認会計士にも確認した内容ということでございます。

それと、前川管理者はそのために来られたというふうに、随分これも偏ったというか、極端な論理だと思うんですけれども、その医師確保の目的も当然、前川管理者のお仕事の中でありますし、特に先生が来られてからは滋賀医大の教授室に本当にいろんなところにアポを取って、精力的に医師確保に先生は回ってくださっております。私も何件か、ほぼ随行させていただいておりますが、やはり今までとは全然、これは申すべきではないのかもわかりませんけども、本当にスムーズに教授とアポが取れ、本当にスムーズに教授とお話ができ、もううれしくて仕方がございません。今まで野洲市、野洲病院ではなかったことかなというふうに本当に思います。もう本当にありがたいなと思っております。

それと、整形外科医がどうこうということもおっしゃっておられますけれども、それも１つなのかもわかりませんけれども、去る、議会でも申し上げましたとおり、一般質問で申し上げましたとおり、ゼロになるところが１人にとどめられたという、すごいお働きをいただいているわけでございます。そんなことは本来、前川管理者のお仕事のごく一部なわけでございまして、日々の病院の運営に関わって、福山病院長先生とまさに協力しながら、今回のプロジェクトチームでも前川先生と福山先生が２人アドバイザーとしてしっかりご就任をいただいている。まさにタッグを組んで一緒になって、野洲病院の経営を真剣に考えてくださっているわけです。かなり偏った先生の役割の評価をなさっているなとい

うふうに感じましたので、そういう感想を申し述べて、そのことについてはそういった回答とさせていただきます。

あと公開で議論すべき、まさに公開で議論すべきだと私も本当に思いますよ。思いますけれども、公開で議論したら、とんでもないことになったのは益川議員もご存じかなというふうに思うんですね。だから、まさに、したくても、だから民主的にもっと公開していきたいし、議場で円単位の数字まで言って、どんどんやっていきたいというのは当然の話なんですけども、それができない、私からイメージすると、何か暗黒の雲に覆われているような、そんな気すらするんですけれども。そういう状態だから、この議場で明かせないわけですね。そういう状況は我々は意図してつくっていない。まさに誰かによってつくられているわけでございます。そういうことを感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第３）

○議長（山本　剛君）　日程第３、議第１１８号「専決処分につき承認を求めることについて（令和５年度野洲市一般会計補正予算（第８号））」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第１１８号については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本　剛君）　ご異議なしと認めます。よって、議第１１８号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより、ただいま議題となっております議第１１８号について討論を行います。

議第１１８号について討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本　剛君）　議第１１８号に対する討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第１１８号「専決処分につき承認を求めることについて（令和５年度野洲市一般会計

補正予算（第８号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本　剛君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１１８号は原案のとおり承認されました。

（日程第４）

○議長（山本　剛君）　日程第４、議第１１９号から議第１３５号まで「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」他１６件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第１１９号から議第１３５号までの各議案は、会議規則第３９条第１項の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第５）

○議長（山本　剛君）　日程第５、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、一般質問通告一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第１号、第８番、服部嘉雄議員。

○８番（服部嘉雄君）　第８番、服部嘉雄でございます。

本日は１番ということで、２年前、議員になった途端にこの１２月の議会でもう１番で質問をさせていただいたことを思い出します。そのときにも同じような道路の問題を取り上げさせていただいて、めんたいパークへのアクセスが、野洲市は道路が整備されておらないというふうなことでご質問させていただいたことを思い出します。

市民の暮らしを安心、安全に保ち、さらに利便性を向上するためには、基盤整備である道路、河川の整備と維持管理は必要不可欠な事業と言えます。しかし、野洲市においては、道路、河川の整備と維持管理が的確に行われているとは言い難い部分もあるように感じます。折しも今般の組織機構の再編において、道路河川課から管理業務を担う土木管理課が分離するということですので、今回、道路、河川の整備と維持管理に係る諸問題について取り上げさせていただきます。

まず１つ目です。野洲市における道路の新設、改良、維持補修等に係る予算の推移について、比較するために１０年前、５年前、現在の推移をお伺いしたいと思います。そしてまた、その予算でこれらの事業が十分に賄われてきていたのかも伺いたいと思います。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　それでは、都市建設部の岡崎のほうから回答させていただきます。

まず、本市の道路予算でございますけれども、決算の実績額を基にお答えいたします。

予算としては、土木費のうち、道路補修事業費、道路維持工事費、道路新設改良工事費、交通安全施設整備事業費、あと河川維持補修費の額となります。

まず、道路補修事業費ですけども、令和４年度２，７３０万円、平成３０年度２，１８０万円、平成２５年度２，０６０万円となります。

次に、道路維持工事費です。令和４年度１億１，０１０万円、平成３０年度９，２７０万円、平成２５年度１億８６０万円となります。

次に、道路新設改良工事費です。令和４年度１，４１０万円、平成３０年度３６０万円、平成２５年度２６０万円となります。

次に、交通安全施設整備事業費になります。令和４年度１億３，３４０万円、平成３０年度５，１４０万円、平成２５年度６，９９０万円となります。

最後に、河川維持補修費につきましては、令和４年度３，１００万円、平成３０年度１，３００万円、平成２５年度６５０万円となります。

過去１０年で各事業とも、多少でありますけど、上限傾向で推移をしているという状況です。

なお、道路や河川事業費の予算につきましては、行政懇談会や各自治会から、除草や舗装の修繕、防護柵の設置や河川のしゅんせつなどの多くの要望をいただいております。この状況からも十分とは言えないというところでございますけども、限られた予算を活用しまして、効果が十分に発揮できるように道路、河川の整備や維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　服部議員。

○８番（服部嘉雄君）　再質問といいますか、今、非常に詳しく丁寧にご説明いただきまして、ずっと説明を伺っておりますと、現在はかなり予算的に徐々に増えてきておるのかなと、傾向的に増えてきておるのかなというふうにも伺いましたけれども、やはり十分には賄えていないといいますか、十分ではなかったと。私も前回、前々回等、毎回一般質問でも伺っておりますけれども、やはり除草なんかの維持管理とか、あるいは道路の舗装の

割れといいますか、非常に道路が傷んでおるというような状況がまだまだございますので、これからもお願いしたいと思うんですが、２番目のほうに移りたいと思います。

道路の改良状況についてお伺いをしたいと思います。私は介護の送迎の仕事ももう７年ほど前から並行してしておりますので、市内のほぼ隅々まで、実は毎日ではございません、週２回ほどですが、走り回っております。年間で１万キロ弱ぐらい走っております。そのほとんどのお宅の場合、家の前の道路までが舗装されておりまして、スムーズに行けるんですが、たまに未舗装のおうちも何軒かございます。未舗装と言っていいのか、あるいはもう過去何１０年か前に舗装されて、穴ぼこだらけで、もうほとんど凸凹で未舗装の状態になっておると言ったらいいのか、その道路が市道なのか、あるいは里道なのか、あるいは私道なのか分かりませんけれども、このような道路に対する、市としての舗装なり改良の基準があるものなのでしょうか。また、あるとすれば、その基準に従って、全て改良されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

野洲市内にある道路につきましては、国道、県道、市道の道路法に基づく道路と、あと里道、私道の法定外道路に大きく分類されておりまして、一部の市道で未舗装の道路が存在しているということも承知しております。

とりわけ本市が管理する市道につきましては、当該道路の道路環境や交通量、そういった個別の利用状況に合わせまして、改良判断するものというふうに考えております。

なお、法定外道路の舗装につきましては、これは地元の自治会、個人等のご判断ということになりますので、そこは個別の対応というふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　服部議員。

○８番（服部嘉雄君）　ありがとうございます。

私もその道路が里道なのか、あるいは私道なのかはちょっと存じませんけれども、等しく、やっぱり住民として税金を払って、野洲市に住まわせていただいておるということから、サービスが平等にいくように、また個別には道路河川課等とも一遍お伺いして、また相談させていただきたいというふうに思います。

それでは、次に３番目の維持管理の問題についてお伺いしたいと思います。

今年は特に天候にも恵まれたためですか、雑草の繁茂が例年になく激しかったといいま

すか、ひどいもんに伸びておる道路が結構ございました。もう大きな樹木のような木が歩道に生えておるというような道路も見受けました。そのような市内の道路、あるいは河川の周辺に交通の妨げになるほどの雑草が生い茂り、多くの方が危険だと感じられたのではないでしょうか。道路や河川の雑草等の除草については、国道、県道、あるいは市道のように管理主体によっても違うと思いますけれども、現状、市道の場合、あるいは国、県が年に何回ぐらい行っておるものなのか、その回数で足りておるのか、問題点はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　それでは、３点目のご質問にお答えいたします。

本市が管理する市道、河川ですけども、こちらをシルバー人材センターや民間事業者で年１回、地元自治会等の委託で年２回程度の除草を行っております。また、県下一斉清掃時などに各自治会で除草を行っていただいている場合がございます。近年では、高齢化や人材不足によりまして、急なのり面や水路、そういうところの危険な作業が難しいという状況、あと回数も不足しているというふうに認識しております。月に１回実施します職員による道路パトロール、あと地元自治会の要望や情報提供等によりまして、通行の危険や緊急性があると判断したところにつきましては、職員が直ちに除草作業を行っているというような状況になっております。

次に、国が管理する河川では年に２回、県が管理する河川では年１回の除草、道路では見通しの悪い、通行に支障がある箇所を除草しているというのが実態です。また、自治会などの道路・河川愛護活動や地元企業による美知メセナという制度の活用によりまして、維持管理にご協力いただいているというところでございます。

国、県が管理する区間での除草については、地域のご協力を得ながら、引き続き国、県への情報提供と要望を継続していきまして、適正な維持管理に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　服部議員。

○８番（服部嘉雄君）　国なんかですと、今、河川なんか年２回と、道路も２回ですかね。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　道路は適宜。

○８番（服部嘉雄君）　適宜ですか。ちょっと、その辺がね。ただ、市のほうが、やはりどうしても予算の絡みもあるのかもしれませんが、年に１回というふうなことでございますし、やはり今、部長おっしゃっていただきましたように、県なんかで、美知メセナです

か、いわゆる地元の企業さんとかの、ある意味、広告看板を出す代わりにボランティアで維持管理されているというような制度もあるようですし、そういうようなものが、例えば野洲市道に対してもそういうようなことに準じたようなことができないものなのか、予算がなくても地元の協力、あるいは多少、業者に委託するよりも比較的廉価で、そういうボランティア的な予算でできる方法はないものか。今年のちょっと雑草の茂り具合を見ていますと、年１回では到底維持管理できているとは思えない。私も前に質問もいたしましたが、いわゆる歩道なんかの自転車、歩行者が通ろうと思っても通れないような歩道もあるような状況でございましたので、やはりその辺、適切に維持管理ができないものなのか。

もう一つ、私はいつも日頃感じておるのは、野洲市には大きな企業がたくさんございます。法人税、あるいは固定資産税、いろんな収入もあるし、あるいはまたふるさと納税なんかでも返礼品なんかでご協力いただいて、市に大きく貢献していただいている企業もございます。そういった大きな企業は、割と敷地内は非常にきれいに芝生とかも刈り込んできれいにしておかれるのに、その前の道路の部分が市の管理の部分か、あるいは県なのか分かりませんが、非常に雑草が生え茂っておるというようなところが見受けられる部分がございます。

もちろん、ここだけを優先的にやれというわけではございませんが、市内一円を平等に扱うべきなんですが、やはり企業も我々も同じ人間が動かしておるものでございますので、感情が働きます。どうしても、やはりそういうことを、せっかくうちがきれいにしているのに、市はどうやねん、この道路の管理具合はというふうなことで、やはりあまりお互いにいい感情を抱かないようにならんように、その辺のところは直営の部分もあるということでございますので、適正な維持管理に努めるべきじゃなかろうかなと、あんまりじじくそうしておくのもいかがかなというふうにいつも通って見ておるようなことでございます。また、その辺は要望ということでお願いをしておきたいと思います。

それともう一つ、１１月３日の日かな、兵主大社の神事なんですが、マイアミ浜、マイアミランドの前のところの前浜で、八ヶ崎神事というて、神主が琵琶湖の水の中へ入っていくというような神事がございますが、そのときに田舟で送り迎えをされるのかな。それの田舟で新川をずっと通る、木村定八家という、昔からのいわれのある方がずっと送り迎えをするというようになっておるようですが、その田舟が今年は琵琶湖がマイナス６７センチになっておりますので、新川の水位も下がっております。そうすると、水位が下がっているので、底がつくわけですね。それが物すごく、新川のちょうど野田の干拓と安治か

らの大きな幹線の道路沿いのところですが、いわゆる不法投棄のコンクリート殻がどっさり入っていると。底がガラガラと引っかかるというふうなことも地元の方がおっしゃっていました。

やっぱり、今、ちょうど水位が下がっておるときに、こういったしゅんせつといいますか、いろんな河川の維持管理の中で、これは県なり、国の管理になろうかと思いますけれども、見て回って、日頃、目にできないようなところの維持管理も調査していただく。今、先ほどおっしゃったように、月１回パトロールしているということをおっしゃっていただきましたが、そういうようなところを、今、ちょうど水位が下がっておるときに、そういうような琵琶湖であるとか河川であるとかの点検もお願いしたいなというふうに思うわけでございます。これも要望ということでお願いしておきたいと思います。

○議長（山本　剛君）　服部議員、質疑に集中してください。

○８番（服部嘉雄君）　すみません。

次に４点目、家棟川の名称についてお伺いしたいと思います。

家棟川は野洲川と日野川に挟まれました本市の大部分の雑排水といいますか、雨水とか排水が流入する一級河川でございますけれども、その名称について我々は小さい頃から「やなむねがわ」というふうに聞いて、その名称を使っておりますけれども、一級河川の青色の表示看板が何か所か橋ごとに立っておるんですが、もう１０数年、もっと前から「やのむねがわ」と、「の」というふうに、「やのむねがわ」というふうな振り仮名が振られておるというふうに思います。

一方、橋脚なんかの銘板には、例えば「しんやなむねがわ」とかいうふうに刻まれておりまして、野洲町史なんかを読みますと、それにも「やなむねがわ」というふうな振り仮名がされております。いずれが正しいのか、また間違っているなら訂正すべきと考えますが、対応をお伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　４点目のご質問にお答えします。

河川管理者である滋賀県は、一級河川「やのむねがわ」の河川名で管理をしております。

一方、ご指摘いただいています市道久野部小南線の橋の銘板に記載の「しんやなむねかわはし」ですけども、こちらにつきまして、地域に親しまれている名称とするということは、これは問題ないというふうに考えておりまして、訂正については、現在のところ考えていないというような状況になります。

以上になります。

○議長（山本　剛君）　服部議員。

○８番（服部嘉雄君）　訂正は考えておらないというお答えでございますが、私らはこんな何人の方にも聞いておるんですけれども、昔から「やなむねがわ」やでと、地元の方にもそういうふうに聞いております。もうちょっと調べていただく必要があろうかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、大きな２点目のほうに移りたいと思います。

○議長（山本　剛君）　暫時休憩いたします。再開を１０時５０分といたします。

（午前１０時３３分　休憩）

（午前１０時５０分　再開）

○議長（山本　剛君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで岡崎都市建設部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　服部議員への回答の中で一部訂正がございますので、ちょっと発言させていただきます。

１点目の質問で、過去１０年間の事業費の推移を回答させていただきましたけども、「上昇傾向」というところを「上限傾向」というふうにちょっと発言いたしましたので、訂正させていただきます。

○議長（山本　剛君）　服部議員。

○８番（服部嘉雄君）　それでは、２点目のほうに移りたいと思います。

国スポ・障スポの開催に向けた対応についてということでお伺いしたいと思います。

いよいよ第７９回国民スポーツ大会並びに第２４回全国障害者スポーツ大会が２年後に迫ってまいりました。ご承知のように、国スポでは、総合体育館において卓球の全種目、成年女子のバスケットボールが、希望が丘では成年男子、成年女子及び少年男子のラグビーフットボールが、また障スポでは、総合体育館において卓球関連競技が開催をされます。

その他にも公開競技とかいろんなイベントが開催されるわけでございますが、我々、創政会におきましても、１０月１０日から１１日に代表の者が鹿児島県に赴きまして、指宿市でのソフトボール会場や鹿児島市でのラグビーフットボール会場の視察研修を行ってまいりました。鹿児島市の会場では、野洲市からの先進地視察調査の職員さんとも合流いたしまして、会場案内とか意見交換も行ってきたわけでございます。いずれの会場も、会場の広さ、人員配置、競技運営等、様々な面で感心するとともに、２年後の野洲市での開催

に向けて多くの課題を感じてまいりました。

まず１点目。

まず、４月に野洲市実行委員会の総会で、令和５年度の事業計画が決定され、常任委員会や専門委員会等会議の開催、広報・啓発活動や会場等設計業務、計画、要綱等の策定やボランティアの募集、先進地視察調査の実施等が計画されておりますが、それらの進捗状況、あるいは先進地視察調査の結果等について、その概略をお伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛君）　武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了惠君）　服部議員の１点目のご質問にお答えいたします。

大会開催に向けての進捗状況につきましては、全般的におおむね計画どおりに進んでいるというふうに認識いたしております。その中でも特に重点的な取り組みにつきまして、進捗状況をお答えさせていただきます。

まず、広報・啓発活動につきましては、今年度においても市内で開催された各種イベントへの出展や着ぐるみなどを用いた啓発活動、ＳＮＳを通した情報発信などを行ってまいりました。また、今月からは、朝のＪＲ野洲駅におきまして、通勤、通学などの利用者に対する街頭啓発を行っているところでございます。そして、議員の皆様にもご協力いただきまして、８月の市議会定例会において、国スポ・障スポのポロシャツを全員で着用いただき、会議を開催していただいております。おかげさまで、国スポ・障スポの認知度は、徐々にではありますけれど、市民の中で高まってきているというふうに実感しているところでございます。

次に、会場等設計業務につきましては、株式会社セレスポと委託契約を締結し、会場レイアウトの検討として、大アリーナの競技備品の配置をはじめ、仮設トイレ、バス・タクシーの乗降所を含めた駐車場やおもてなし会場の配置、それらに必要となる備品の調整等を進めておるところでございます。

最後に、先進地視察につきましては、今年度開催されました鹿児島国体と障スポ、及び佐賀県で開催された卓球のリハーサル大会を職員３名が視察しております。視察を通しまして、各自治体の財政事情や社会情勢、競技者ニーズの変化などを踏まえ、これまで漫然と行われてきた取り組みを見直していこうという動きがあったことから、本市におきましても、これに倣い、取捨選択を行う必要性を感じているところでございます。具体的には、ニーズが少なくなっている競技者へのあっせん弁当や華美になりがちな会場等の装飾の取り組みについて、費用対効果を含め、その手法などを改めて検証し、よりよいものに改善

していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本　剛君）　服部議員。

○８番（服部嘉雄君）　ありがとうございます。

おおむね計画どおりに進んでおるということで、また鹿児島国体、あるいは佐賀のリハーサル大会を見学した中で、いろんな改善点も見いだしてきたと。私も鹿児島の大会を見せていただいたとき、非常に派手なといいますか、装飾が非常にかなり豪勢にやっておるなと、ちょっとかけ過ぎ違うというふうなことも思いましたので、その辺は、やはり費用対効果というようなことも考えて、お弁当とか装飾等について見直していくということ、非常によく分かりました。必要なものはやっていくべきだし、必要でないものは当然見直すべきだというふうに思います。

それでは、２点目、とりわけ野洲市での課題として、選手や応援、観客等の輸送手段や宿泊施設の不足が大きな課題であると考えます。現時点での対応方策についてお伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛君）　武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了惠君）　２点目のご質問にお答えいたします。

ご心配いただいております輸送・交通の対応に関しては、我々も同様に最大の課題というふうに認識しておりまして、対応策の検討を進めているところでございます。

まず、本市を訪れてくださる多くの方の輸送手段ですが、選手、監督などの競技関係者の輸送は、宿舎と競技会場となる総合体育館及び練習会場を結ぶシャトルバスの運行を計画しております。また、観客などの一般の輸送は、総合体育館及び県立希望が丘文化公園と市の玄関口であるＪＲ野洲駅の３施設をシャトルバスで結ぶ輸送ルートについて、希望が丘文化公園で行われるラグビー競技を所管する滋賀県に提案しておりまして、今後、県と詳細について協議、検討を進めていきたいと考えております。このことで、駅を含めた市内３施設をループするシャトルバスの運行が実現できるとともに、車で来場された一般の観覧者などを希望が丘の駐車場へ誘導しまして、希望が丘を拠点とするパーク・アンド・ライドが実現できることから、総合体育館周辺での利用可能な土地の検討と併せまして、駐車場不足に対する有効な選択肢の１つとなると考えておるところでございます。

次に、国スポに参加する選手、監督、役員などの関係者の宿泊の調整につきましては、県と業務を委託された旅行業者とが運営する配宿センターが宿泊施設を一元管理するとと

もに、宿泊調整を県下で一括して行う計画でございます。

なお、障スポにつきましては、県が主催でございまして、輸送、宿泊調整に関しても県実行委員会が行うこととなっております。

以上です。

○議長（山本　剛君）　服部議員。

○８番（服部嘉雄君）　武内政策監も私と同じような考えで、非常に宿泊とか交通の問題というのが大きな一番の課題であるということは認識いただいておるという中で、いろいろと方策を考えていただいておると、シャトルバス、あるいはいろんな業者との契約で、スムーズに流れますように。そしてまた、この国スポ・障スポの期間中に、一般市民の方々に交通渋滞であるとか、いろんなことで市民生活がストップしないように、その辺と両立できるように十分、また市民の方が観客として見にいけるような、そういうようなところにもご配慮いただけるようによろしくお願いしたいと思います。

最後に、野洲市における国スポ・障スポの成功に向けまして、市長としての決意をお伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　服部議員の国スポ・障スポの成功に向けて、市長の思いについてのご質問にお答えをいたします。

令和７年の国スポ・障スポ開催時には、全国から延べ３万５，０００人を超える多くの人が本市を訪れていただくと見込んでおります。選手の皆さんに全力でプレーをしていただける環境を整えるとともに、本市の魅力を全国に発信する絶好の機会です。まさに、おいでやす・おこしやすの気持ちが伝わる、おもてなしの対応が非常に大切ではないかなと考えております。そのために、予算編成方針において、国スポ・障スポ大会推進事業を本市の重点事業として位置づけ、積極的に取り組みを推進しているところでございます。

また、議員の皆様には、全員に、国スポ・障スポのポロシャツを購入していただき、本年８月定例会では、議員全員の皆さんがそのポロシャツを着用し、本会議を開催していただき、また今回、服部議員をはじめ、本市議会から鹿児島国体を視察していただいた上で助言をいただくなど、本事業へのご理解、ご支援に大変心強く感謝いたしております。引き続き、大会の成功に向け、しっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様はもとより、市民の皆さんにご協力をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　服部議員。

○８番（服部嘉雄君）　ありがとうございます。

今、市長の決意、述べていただきましたとおり、全国から３万５，０００人以上の方が野洲市にお見えになる。野洲市を売り出す絶好の機会でもございます。ここでおもてなし、やっぱりそういったことで、絶好の機会を捉えて、野洲市を全国に売り出すといいますか、認識していただく機会と捉えて、遺漏のないようにひとつどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山本　剛君）　次に、通告第２号、第１５番、荒川泰宏議員。

○１５番（荒川泰宏君）　第１５番、荒川泰宏でございます。

令和５年第８回野洲市議会定例議会、一般質問に当たり、２点の質問をいたします。

去る１１月７日の臨時議会におきまして、議長職の重責を皆様のご協力により終わらせていただきました。ありがとうございました。よって、一般質問を２年間しておりませんので、久しぶりの一般質問となりますが、一般質問は建設的で政策論争というのが基本でございますので、そのことを踏まえまして、質問させていただきます。

今回の一般質問は道路整備でございます。公共の道路を整備し、豊かな魅力あふれる住みよい地域づくりのために、公共事業が執り行われます。ただし、この公共事業を実現するためには土地が必要となります。いわゆる事業用地でございます。事業計画の説明から土地、家屋等の補償に至る手続には、関係する諸制度が必要となることは承知いたしております。特に大切なお守りいただいた土地をお譲りいただいたり、建物の移転をお願いするなど、皆様のご理解とご協力が不可欠であります。

さて、まちづくりには、道造りとも言われますように、まちの発展や福祉の向上に道造りは欠かせないところであります。今、本市においては、国道の８号線バイパスや県道の大津湖南幹線道路の工事を進めていただいており、活力あるまちづくりに向けて非常に期待をしているところであり、まちの発展や福祉の向上に寄与するものと考えます。

さて、滋賀県においては、県下初となる県立の高等専門学校の立地場所を野洲市内の県有地に決定されました。野洲市は、誘致に当たって、「通える高専」としてＪＲ野洲駅北口から約１５分とＰＲしてきたところであります。しかしながら、校門までの通学路は現状定まっていないところであり、今後は開校までに明らかにしていかなければなりません。現状の市道、里道、農道を活用する計画もあれば、５５年前に計画されてきた、県道の野

洲駅北口線を今こそ整備するときであります。いずれにせよ、開校までに安全に通学できる道路を整えなければなりません。

そこで、限られた時間の中で、通学路を整備していくには、基本的に５５年前に決定している野洲駅北口線を第一としなければならないと考えるところではありますが、今後の取り組みについて見解を伺っていきます。

野洲駅北口線の道路整備に当たっては、まず滋賀県の道路アクションプランに挙がることとなりますが、現状はどのようになっていますか。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　それでは、１点目のご質問にお答えいたします。

滋賀県では、令和５年３月に滋賀県道路整備アクションプログラム２０２３を策定されております。その滋賀県道路整備アクションプログラム２０２３において、都市計画道路野洲駅北口線は現在、掲載されていない状況となっております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　ただいま回答いただきましたように、道路整備２０２３に挙がっていないということ、これが一番大きな問題でございまして、これがために、市長をはじめ、行政の皆さんも国や県に要望活動をしていただいておりますし、そしてまた、一方で我々議会も様々な立場で国や県に要望に上がっておるところでございます。このことを十分認識したいという上で、１点目の質問でございました。今後は速やかにアクションプランに載せていただけるよう、行政側、議会、共に手を合わせて頑張っていきたい、こんな思いでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、２点目でございます。

大津湖南幹線の道路整備では、大津から守山市の川田地先までを完了し、次に橋梁を架け、野洲市の比江地先から比留田地先として工期を進め、今後は日野川に橋梁、そして先線を近江八幡へ整備していくこととなっております。そこで、本市は、大津湖南幹線の道路整備のように、まずは野洲川右岸線までの整備として、県と守山市へ働きかけることが急務であると思いますが、見解を伺います。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　それでは、２点目のご質問にお答えいたします。

野洲駅北口線の整備につきましては、野洲駅北口から野洲川を渡り、野洲川幹線に接続

することにより、守山市と野洲市をつなぐ広域幹線道路になることに大きな意義があると考えております。そのため、野洲駅北口線は守山市と野洲市をつなぐ路線として、一体で整備いただくよう、引き続き滋賀県と守山市へ働きかけをしていきます。

なお、将来的に野洲駅北口線が整備されることになった際には、整備効果の早期発現のために区間を分けて整備される可能性はあると考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　ただいまの回答のとおり取り組んでいただきたいところでございますが、提案いたしましたとおり、まずは右岸線までの区間を分けて整備すると、そのことによって、高等専門学校へ通学することが可能となります。そういうことから、区間での工期を分けていくというようなことを十分守山市、県とご検討賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、野洲駅北口から北方向に走る野洲駅北口線は、２つ目の交差点から、いわゆるちょうど西角にコンビニのセブンイレブンがございますが、先に市三宅の区画整理事業がされたところの住宅地のところで止まり、そこから右岸線の道路まで残り７００メートルであります。現在、この残り７００メートルの線上に側道を含めて、対象となる地権者は何人おられるのか、お尋ねいたします。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　それでは、３点目のご質問にお答えいたします。

野洲市域内の未整備区間がございますけども、これは約７００メートルございます。そこに含まれる計画法線上の土地所有者は３８人でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　この７００メートルということは、先ほど申し上げました市三宅区画整理事業をされました最終の北側の起点から野洲川のちょうど中心のところが、野洲側と守山側との境界ということになりますね。そうなりますと、野洲川の中心の境界から右岸線まで、それは距離にしてどれぐらいあるわけですか。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　ご質問にお答えいたします。

約５５０メートルになります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　ということは、７００メートルから５５０を引きますから、実際は１５０メートルが対象という理解でよろしいですか。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　回答をさせていただきます。

未整備区間での距離にございますので、７００メートルのうち約５５０メートルが今回未整備になる区間になります。

以上です。

○議長（山本　剛君）　荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　分かりました。ちょっと逆ということですね。ということは、残り５５０メートルに対し取り組んでいくという形で理解させていただきます。

先ほど地権者が３８名ということをお聞きいたしましたけども、地権者となりますと、家屋をお持ちの方、畑、野小屋をお持ちの方が対象になってきますけれども、これは３８名中、重複されている方は何人ほどおられるんですか。

次の４点目の質問と関係ございますので、併せてご回答いただけませんでしょうか。

４点目に、地権者の現状として、現在は、住居、空き家、野小屋、農地、雑地等と分けますが、その分類はどういう状態になりますか。回答を求めます。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　それでは、４番目の質問と先ほどの件と併せて回答いたします。

野洲駅北口線の野洲市域の未整備区間の地権者の現状ですけども、これは家屋は１４棟ございます。居宅がそのうち１０棟、倉庫、物件等が４棟となります。その他、農地、雑種地が混在してございます。先ほどの３８の地権者というのは、居宅、倉庫と、あと農地、雑種地を含めた地権者になりますので、ちょっと今、その細かい内訳については、ちょっと手元にございませんけども、全体を合わせて３８名の地権者があるということです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　分かりました。

それで、現在の道路計画上に数年前に建築された住宅が数軒あります。それぞれ具体的

に工事着手となれば、協力していただく覚書を交わせていると前任の部長からも聞いているところですけども、何人の地権者と、この契約というんですか、交わせておられるんですか。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　ご質問にお答えいたします。

本件につきましては、都市計画法第５３条第１項に基づく建築許可の際の許可条件でございまして、その条件としましては、許可建築物は、都市計画事業上必要があると認められたときは、施行者との協議に従い、速やかに移転もしくは撤去に応じることというのが許可条件になっております。現在、その条件で許可している地権者は６名となります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　分かりました。

先日の新聞報道によりますと、守山市笠原町の地先に農地４０ヘクタールを工業地にするとのことであります。完成すれば、流通関係、またそこに働く方々等の多くは、ＪＲ守山駅より野洲駅北口を活用されるように思われます。守山市の今回の工業地進出に当たり、この北口線との関係をどのように考えておられるのか、伺います。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　ご質問にお答えいたします。

守山市笠原町の工業団地への通勤者が野洲駅北口を利用される場合、野洲駅北口線から野洲川幹線を経由するルートがあれば、工業団地への通勤者の利便性向上にもつながりまして、野洲駅の利用者の増加も期待できると考えております。そのため、守山市笠原町の工業団地が整備され、通勤者が野洲駅を利用される場合、野洲駅北口線の整備効果がさらに増すものと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　ここで副市長がちょっとご都合により退席されますので、これを許可いたします。

荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　早速県に伝えていただくとありがたいんですけど。今の回答によりますと、この進出に当たりましては、北口線の必要性を十分認識されておられるということで、うれしく感じます。

次の質問に移ります。

現在、ＪＲの甲賀踏切の工事中でありまして、長年の要望が実現してきました。関係者の皆さんのご労苦に感謝申し上げます。この踏切から真っすぐに北に延びる小島野洲線は、地元で板倉道と言われ、当時は、その延長線上に野洲川に木橋が架かっておりました。しかし、野洲川を南流、北流の一本化をしたときに、下流に複数の橋を架けたため、川田橋は、野洲駅北口線を整備するときに架けると聞いてきました。これらのことは、９月２９日、３０日に市三宅自治会の皆さんにお集まりいただき、市三宅自治会館での説明会で元の自治会長さんなどが発言されていると察します。都市計画道路を決定して既に５５年経過していることをどのように受け止めておられるのか、見解を伺います。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　５５年経過していることをどのように受け止めているのかのご質問にお答えをいたします。

湖南圏域における広域的な道路ネットワークの充実という観点からも非常に重要な路線で、このたび、県立高等専門学校やＭＩＺＢＥステーションが整備されることで、野洲駅北口線を整備する意義はこれまで以上に高まると受け止めております。引き続き県に対しまして、強く要望していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　用地交渉に当たっていただけます職員の皆さん、本当に大変な業務だと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、２点目の質問に移ります。

野洲駅南口整備につきましては、既に検討委員会を立ち上げられ、数回の会合が開催されました。検討委員会の中では、駅前のインフラ整備に対する議論は少なかったようですが、多くのご意見を賜りましたことに深く感謝を申し上げるところでございます。

さて、南口を整備していく上で大切なことは事業者等の参入であります。そのためには、駅前に来られる方々に対し、駐車場や駐輪場などの充実が求められるところであり、踏まえて、提案型の一般質問を行います。

現状の駅前ロータリーでは、雨の日などは慢性渋滞となっており、交番のパトカー車両ですらスムーズに走行できません。以前に、交番勤務の方から、毎朝８時に野洲交番を出発し、８時３０分までに守山署に入るのが、駅前の渋滞があり、大変であるということを

お聞きしたことがありました。そこで、野洲駅南口整備を進めるに当たり、安全で安心のある、またにぎわいのある駅前になるよう、道路整備を求めるものであります。

さて、野洲市の玄関口の駅前はイベント等が開催されれば、多くの人が土日は集まります。しかし、活力ある駅前にするには、平日に固定した人数がどれぐらいあるかが勝負であります。野洲市内には多くの企業があり、その関係するビジネス企業を駅前に来ていただく必要があります。そのことにより、そこに勤めておられます方々が昼食を取ったり、打合せで喫茶を利用されたり、想定できるわけであります。また、土日は多くのサプライヤーの方々が市内企業に来られます。また、その前後の金曜日、月曜日の平日についても作業されることも多くあると聞いています。これらのことからも、市内の方々、市外の方々が多く集まる駅前となることから、具体的には、野洲駅停車場線に面する銀行の北側に一方通行できる道路の新設、２つ目に、駅前のロータリーから交番前を西側に走る道路の新設、この２つの道路整備を提案しますが、野洲市の駅前の渋滞緩和をしていくためにも、ご検討の見解を伺います。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　荒川議員の２点目、野洲駅南口整備についてのご質問にお答えをいたします。

野洲駅南口のインフラ整備につきましては、市民をはじめ、地元企業からも長年要望をいただいており、私も大きな課題として認識をいたしております。

まず、交番前を西側に走る道路の新設につきましては、公安委員会とも幾度となく協議させていただきましたが、駅前ロータリーの歩行者動線との交差点があり、危険であるなどのご意見から、なかなかよい返事はいただけず、実現は困難であると判断しております。

次に、滋賀銀行北側の道路の新設につきましては、今後、民間事業者から提案いただく事業内容を踏まえ、来年度、事業者と詳細を協議する中で、野洲駅南口における長年の課題を連携して解決できるよう、実現可能性についての検討を重ねていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　荒川議員。

○１５番（荒川泰宏君）　先ほどは２点の道路新設の提案をさせていただいたところ、銀行の裏側に一方通行の道路をつけることは今後とも検討していく。最初に提案しました交番前の道路については、公安と今まで何回も協議していただいた結果、厳しいという判断

をされておるということでございますけども、私も公安委員会の関係者の方にお話を聞いてきました。それでいきますと、言われるのは、バス停がずらっと並びまして、そこから下車される方々が、交番の前の道を横切っていく。そこに道路をつけるということは、非常に危険度が高い。だからこそ駄目なんですというお話でございました。

それなら、頭を使ったらいいわけで、バス停の場所を変更したらいいんですよ。今の場所から西側のほうにバス停を移動させ、そしてＡブロックのビルになった場合、Ａブロックの２階から野洲駅の２階に直接つながるように将来的に計画をすれば、できるのではないかと思います。

だから、すぐにできないというのなら、そこの部分の用地は確保しておいて、将来的には、ビルの２階から野洲駅の２階につながるようにする、いわゆる草津駅のようにすれば、公安の方はまあ問題ないだろうということでございました。ということなので、そのことも十分検討していただくことが必要でないかなと思います。

Ａブロック、Ｂブロックに進出しようとされる事業者の方、デベロッパーの方にとりましたら、車、人がスムーズに動くようになれば人は集まる。人が集まれば事業者としては経営が成り立っていく。もちろん民間ですから、市場調査されます。そのことが非常に大切であります。

滋賀県の近江商人の言葉に、売手よし、買手よし、市場よしという言葉がございます。市有地を全部Ａブロックで使うことなく、銀行側に市有地を確保して道路をつける。そして、ＪＲ側にも市有地を確保して、道路をつけていく。そうすれば、残った土地をＡブロックとして、貸すなり、売るなりということができます。そうすれば、事業者の方は人が集まって来られる受皿ができていくわけですから、そこに進出するのに、夢を持って来られる。このように私は思います。そういうような、滋賀県の売手よし、買手よし、市場よしということを考えていただきたいと思います。もちろん、道路を２本つければ、Ａブロックの地価は恐らく上がります。ですから、そのまま売る金額とＡブロックに両サイドに道をつけた場合の土地の価格は、価値は変わるわけですから、結局、そちらのほうがいろいろよいのではないかなと、このように思います。

最近、「翔んで埼玉～琵琶湖より愛をこめて～」というような映画がブームになっているようでございまして、私はまだ鑑賞していないんですが、ご覧になった方々から、野洲が出ているよというようなことをお聞きしました。何かアメリカで育ったマイアミの方が野洲のマイアミと間違ったとかなんとかいうようなことらしいですけど、面白いお話だな

と思っておりますし、ぜひ私も「翔んで埼玉～琵琶湖より愛をこめて～」を鑑賞したいと思います。結びに当たり、議場から野洲市へ愛を込めて、質問を終わります。

○議長（山本　剛君）　次に、通告第３号、第１６番、橋俊明議員。

○１６番（橋　俊明君）　第１６番、新誠会、橋俊明でございます。

非常に際どい時間でございまして、恐らくは、私は休憩だろうという心づもりをいたしておりましたが、見事に裏切られまして、質問に移らせていただきます。

最近テレビを見ていますと、非常に感動するニュースがございました。４年前に、本来は甲子園で開催されるべき大会が新型コロナウイルスによって開催ができなかった。その元球児が何とか甲子園でプレーしたいという形で、先日、開催をされました。そのニュースを見まして、非常に感動を覚えました。７０になって、感動いたしました。やはり、その熱い思いというのは、いつまでたっても変わらないな。ただ、高校球児が４年たちますと、やはり髪の毛も伸びて、一部、肉がついているという方もおられましたけども、非常に感動を覚えました。

一方では、暗いニュースもございました。総合大学でございます日本大学、あれのアメフト事件、あれは、やっぱり非常に全国的にも話題になりました。まだ決定はされておりませんけれども、アメリカンフットボール部廃止をという提案をされましたけども、まだ林理事長は結論を出していないということでございますので、この去就にも非常に注目が集まっておるというような今日この頃でございます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

野洲市民病院整備事業に係る受注者の選定につきましては、熊谷組関西支店、また奥田工務店特定建設工事共同企業体・内藤建築事務所・滋賀県建築設計監理事業協同組合グループが総合評価点８３．６点で、落札されたところであります。

今回の受注者の選定につきましては、大阪・関西万博の影響を受けまして、建設資材や人件費の高騰を受け、予定価格９６億７，０００万円での落札が難しいと判断されまして、さらなる建設費の高騰が予想されておりますが、今回の高騰を反映させず、一部工事費をゼロと算定した入札額の提示を求めたものであります。落札した事業体と契約後、改めてゼロ算定の工事につきまして、契約変更などを行って実施する異例の手法を選択したものでございます。

この異例の手法につきまして、我々有志５名は公告内容の変更として対処し得るものは、入札制度の趣旨から、契約の根幹的内容に関わらないものに限られると考えるところがご

ざいますので、今回の変更では実質的な増額分は２２億６，３００万円を見込んでおり、全体事業費の約４分の１の増額となることから、執行部が説明する軽微な変更であるとは到底言えない状況であります。

今回の進め方につきましては、他にも疑問に残る点があり、このような著しく不明朗な状況のまま、入札を進めることは、行政に対する市民や事業者の不信感につながるとともに、今回、住民訴訟が提起される可能性も否定することができないことから、今回の入札を速やかに中止し、改めて予定価格の変更等を行った上で実施すべきものであることを趣旨とした意見書を市長宛てに１１月７日に提出したところであります。

問１、そこで市長にこの意見書に対する見解を伺います。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　橋議員の意見書に対する見解についてのご質問にお答えをいたします。

今回の入札におきまして、病院事業管理者が行われた公告内容の変更につきましては、当時も説明されていたとおり、入札規律を維持すべく、公告事項の根幹である予定価格を変えずして実施されたものでした。関係部局で十分協議し、また地方公共団体契約実務ハンドブックの内容を踏まえ、さらに弁護士のご指南を実行することによってその正当性を確認できたことから、本市として責任を持ってこれを決定したもので、遵法性には何の問題もないと見ております。実際、入札も公平公正に執行され、今般、病院事業管理者により契約に至ったものと認識いたしております。

なお、１１月７日付の意見書のことでございますが、私はこの意見書が出されたことを担当職員から聞いた際、地方自治法第９９条に定める議会としての意見書が出たのかと思い、驚きました。橋議員は、議員としてお勤めされてきた中で、議会でそれを成立させるための手続の厳格性や成立した場合の影響の大きさについては重々ご承知のことと思いますので、申し上げますと、このたび提出されたものは、数人の議員が有志で作成された要望書面に、「意見書」という名称を冠されたものであって、正式な意見書ではないという認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　まずは、意見書の取扱いでございました。当初、「提言書」という内容にしておりましたけども、急遽、５人が寄って、「意見書」としたと。もう少し

熟考が足りなかったというところでは反省すべきところであるというふうには認識をいたしております。

ただ、その入札の内容でございます。やはり、地方自治法で、軽微な変更というのは、恐らくそんな金額までは、割合なりは設定してございませんけど、この４割にも及ぶところは、まあ地方自治法に定める軽微な変更の範囲内にあるかどうかというのが、私どもが一番気にかかる点でございますけども、その点に関しまして、市長の見解を伺います。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　軽微な変更というふうに値するかしないかという、もちろん執行部のほうでもそれは議論いたしました。その上で、執行部だけで判断がなかなかできないものですから、弁護士とか専門家の方にいろいろとご相談を申し上げた上で実行させていただいたということでございます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　弁護士に相談をされたということでございますけども、そういう点も踏まえて、質問を続けさせていただきまして、この問題について深掘りをさせていただきたいと、このように思っております。

そもそも１０月４日の病院整備特別委員会でも述べましたが、９月６日の８月議会の一般質問におきまして、私の「病院整備の予定価格９６億７，０００万円が膨れ上がることも十分想定されるが、そういったときの対応策について伺う。」という質問に対しまして、政策部長は「問題なく事業進捗してまいりたい。」と答弁しており、また市立野洲病院事務部長も「債務負担行為の範囲内で、来る秋の入札については当然行っていく考え方である。」と答弁されております。

にもかかわらず、医療コンサルタントであります株式会社プラスＰＭの僅か２日後の９月８日付の「建設コストに関する緊急報告書」において、建設コストの急激な上昇により、不調不落となるおそれがあり、滞りなく確実に２０２７年３月の開院を目指すためには、不落後の対策など、進め方を検討すべきと結論づけされているところでございます。

そこで問２、政策部長と野洲病院事務部長の一般質問の答弁の２日後に、医療コンサルより建設コストに関する緊急報告を受けるということは、その前段階で建設コスト上昇の情報が入っていなかったのかどうか、野洲病院事務部長に伺います。

○議長（山本　剛君）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君）　橋議員がおっしゃる緊急報告書を受ける前段階

で情報が入っていなかったのかということについて、お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、去る８月の定例会において質疑のやり取りがありましたのが９月６日、コンサルタントから緊急報告書を受け取ったのが９月８日でございます。２日差であるわけではございますが、言うまでもなく、市議会本会議というものは、市において最も公式な会議の場と承知いたしておるところでございます。議場で公式に答弁をさせていただくためには、予断で申し上げるのではなく、報告書の情報を公式に入手し、確認をした後、ご答弁をさせていただくことが必要かと承知いたしておりますので、そういった時系列になっておるということでご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　ちょっと内容が分かりにくかったんです。私が一般質問させていただきました。これは再質で伺ったところなんです。本来は、いわゆる都市計画決定、整備の関連で、新川会長が会議のときに、もともとそういった経済対策をきちっとすべきであるという趣旨の発言をされました。それを受けて、再質で質問させていただきました。恐らく、その前段階の情報は十分されていなかった。これが通告で私がその問題を質問させていただきますと、十分に、あらゆる情報を収集して、ましてやコンサルに意見を聞いた上で、恐らく答弁されたのでは、そういった情報が入ってきたと思うんですけども。それを情報を駆使して、恐らく建設コストは上昇しているというような情報は得ておりますという答弁になろうかと思いますけども、これは私の一身的な思いでございますけども。これが再質問、いわゆる予告なしの質問の中で、まさしくシナリオレス、筋書きがない。これが醍醐味であろうかなと思っておりますけども、やはりいろんな答弁をされると思うんですけど、ぎちぎちにがちがちに固めた答弁よりも、やはりそういったシナリオレスの質問の中に恐らく本音が含まれてくるのではないかと思いました。

そういったことを踏まえまして、そこで再質問させていただきます。

そもそも９月８日の株式会社プラスＰＭの報告におきまして、「不落後の対策」と表現されておりますけども。不調不落後の対策。これはどういう意味か。本来は不落を避ける対策ではないのかと私は思うんですけどね。不調不落になった後の対策はもう手の打ちようがないと私は思うんですけども、この表現について、野洲病院事務部長に伺います。

○議長（山本　剛君）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君）　橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

９月８日付のプラスＰＭコンサルタントからの報告書の結びのところをおっしゃっておられるんだろうと思うんですけれども、このコンサルタントが我々に緊急報告をした際に、その現状を踏まえて、市でどういった対策を取っていくことになるのか。今回は不落不調を避けるべく、今回取った手法を選択したわけでございますけれども、このプラスＰＭから緊急の報告書が提出された段階では、プラスＰＭはこういった手法を取ることを意図もしておられないと思われますし、想定もされておられなかったと思います。要するに、現状、大変厳しい状態になっている、このままいけば、入札は成立しないことが想定されますよという主題に対して、成立しなかった後、じゃ、どうするのということを考える、検討する必要があるよということをおっしゃっている。極めて一般論で、客観的な報告書であろうというふうに思うところでございます。

それに対して、そのまま不落不調を迎えると、後にも、どなたかの質問の中にも出てきましたようなところで、社会的損失も大きいし、取戻しがつかないことになるといったところから、そもそも不落不調を発生させない今回の手法に至ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　今の答弁に関しまして、再度、確認させていただきたいんですけども、今おっしゃったとおりの内容は、今回のゼロ算定という拙速な発注方式、これを発案したのは株式会社プラスＰＭか、それとも執行部の提案か、それとも双方の合作による発案か、それにつきまして、事務部長に伺います。

○議長（山本　剛君）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君）　駒井でございます。再々質問に答弁させていただきます。

まず、プラスＰＭから頂いたものはこの公開させていただいている報告書のみでございます。プラスＰＭから今回の手法に関しての、当然、コンサルタントですので、常に状況を仄聞がされておりましたし、把握はされていましたけれども、この手法を選ぶことに関して、プラスＰＭがことを提言されたとか、お勧めになられたとか、そういった事実関係はございません。今回の手法については、先ほど市長のほうから答弁がありましたように、本当に市の執行部の中で病院事業、その他市長部局の関係職員、有識職員が頭を捏ねて議論をし、それだけでは不安であるので、顧問弁護士にこの手法についていかが考えるかということで照会をかけさせていただいた。あるいは滋賀県庁にも確認を取らさせていただ

いたり、本当に職員が知恵を絞って、出し合って選択した、確かにスペシャルな、異例な方法ではありますけれども、遵法的なところに何ら問題がない方法を選択したと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　最後の答弁を要約しますと、コンサルからの提案ではない、職員なり担当者が知恵を出し合って、考え出して、まして、それでは不安であるから、顧問弁護士に相談して、最終的に結論を出されたということでございました。

この件に関しましては、私もいささか当然疑問を感じておりますので、顧問弁護士だけの意見に頼らずに、セカンドオピニオン、サードオピニオン、様々な意見を集約して、ある程度方向性を見いだしていきたいというふうに考えておりますので、それだけは申し添えておきます。

それでは、問３に移りますけども、休憩時間はまだでございますか。移りますか。

○議長（山本　剛君）　いや。

○１６番（橋　俊明君）　それでは、問３に移ります。

恐らく一から仕様書を変更しても、４ないし６か月遅れるだけであり、そう大きく工事費が上がるとは思われません。だとすれば、ゼロ算定など、異常な手法を用いて、そんなに急ぐ理由を市長に伺います。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　３点目の一から仕様変更してもそう大きく工事費が上がるとは思えないが、そんなに急ぐ理由についてというご質問にお答えいたします。

議員の感覚に基づくご判断については否定も肯定もいたしませんが、本市として承知したことは、１０月４日の特別委員会でコンサルタントからの緊急報告書を基に病院事業から説明がされたとおり、最近の建設市況も、政府主導による大阪・関西万博の加速化等によって、高騰、悪化しており、特にサブコンや設備会社への需要の集中と技術者の不足が深刻な状況となっていること、人材不足に伴う建設業の倒産が２０２３年春以降、急激に悪化しており、現場作業員の不足や労務費の高騰を引き起こしている状況にあるということでございました。

ただいま申し上げたような状況により、仮に仕切り直しなどを行って、予定が未定になってしまった場合は、工事費のさらなる引き上がりが懸念されることはもちろんのこと、

より根本的な懸念として今回応募していただいた事業者が数か月後も果たして同じように応募してくれるかどうか、それが保証される確証はないというのが病院事業の担当者や専門のコンサルタントの見方であったわけです。

当然、こうなってしまえば、新病院の整備は遅延してしまうわけであり、地域医療、地域包括ケア、ひいては市民の健康増進の実現における野洲市民病院の果たす役割を承知する以上、でき得る限りの短期間で実現しようとして万策を講じたことは、至極当然であったのではないかと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　万博の工事の建設コストにつきましては、国会でも取り上げられておりますし、この税収に関しましては、いろんな大きな問題になっている。あの屋根の当初解体ということを言われておりましたが、これを再生できないかというところまで検討されておるということでございますので、そういった内容でございましたが、私はそう思わないということだけは申し上げておきます。

問４に移ります。

ゼロ算定の附帯設備を増額する工事の契約形態と時期を伺います。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　４点目のご質問につきましては、病院事業が主体の契約に関することでございますので、病院事務部長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本　剛君）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君）　ご指名いただきましたので、申し上げます。

１０月４日の特別委員会でもご説明をさせていただいたとおり、当該受注者との協議を踏まえ、適切な時期に増額の額を算定し、全体を包含する契約を整えたいと考えております。先ほどのご質問で市長が申し上げられたとおり、技術者の不足、サブコンの不足、これに拍車がかかっている状況でございますことから、我々も比較的早い時期に対応したいというように考えております。

あと、契約の形態についても、現在、検討中でございます。ただ何分にも相手方があることでございますので、まだ未決、未定の状態でございます。明らかに申し上げられないことを申し訳なく思いますが、以上といったところでございます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　落札をされて、ほぼ１か月がたっておりますけども、先ほどから何回も申し上げておりますとおり、もともと、変更というか、随契というか、これはまだ分からないということでございますので、それを見込んでおりますので、それが明らかにならないと、恐らく業者も工事を進めれないということから考えますと、先ほどの答弁から考えますと、やはりこれは早急に詰めていただく必要がございますので、よろしくお願いをしておきます。

○議長（山本　剛君）　暫時休憩いたします。

○１６番（橋　俊明君）　これが一番おいしいところやのに。ちょっともう３分で終わる。

○議長（山本　剛君）　今の関連ですか。

○１６番（橋　俊明君）　関連。

○議長（山本　剛君）　そしたら、発言を許可します。

○１６番（橋　俊明君）　申し訳ない。一番おいしいところでございます。

先日、インターネットの情報を見ていましたら、高知県南国市で地域交流センターの入札が行われました。これも総合評価方式でございましたけども、評価結果に納得できなかった建設会社が発注者を訴えた。南国市長を訴えた。この裁判で、５，０００万円を超える賠償責任を命じる判決が下されました。このことが流れておりましたけども、本市の入札では、名前を見ていますと、日本のスーパーゼネコンが名を連ねておりまして、このようなことは恐らく考えられないとは思いますが、総合評価方式の詳細な中身は見ることはできませんので、あの鳥瞰図、あのイメージ図を見ると、素人目で見ても、私の目で見ても、各業者の入札の入れ込み度、これが分かるものではないか。ある業者は一生懸命、私らからいいますと、鳥瞰図を見ただけで分かるんですね。どこの業者か分かりませんよ。落札した業者は、やっぱり差があり、いい点数を取っておられますので、鳥瞰図が詳細でございました。他の業者は「あれっ」と首をかしげるようなイメージ図ではなかったかなと思いますと私は感じました。

今回、ゼロ算定という変則的な発注方式は、大相撲で出てくる勇み足のような気がして私はなりません。相撲通がよく言われる、相撲で勝って勝負で負ける、その勇み足の足跡を求めて、私どもは走り続けておりますことを、最後に言わさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　暫時休憩します。再開を午後１時といたします。

（午後０時０６分　休憩）

（午後１時００分　再開）

○議長（山本　剛君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　まず、第２問目に入る前に、一部修正をさせていただきます。

第１問目の最後のほうに、「おいしいところ」と申し上げましたが、適切な表現ではございませんでしたと自己反省いたしておりますので、「私が主張したい点」ということで、訂正をお願いしておきたいと思います。

それでは、第２問目の老人クラブのあり方について、いささか疑問がございますので、質問はちょっと多うございますので、政策監、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、１番目でございます。

市内単位老人クラブの結成数及び結成率を伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

老人クラブ連合会に加入しているクラブ数は、令和５年４月１日現在で６２クラブとなっております。

なお、連合会に未加入クラブ及びその他の高齢者団体の数につきましては、把握する手段がございませんので、把握をいたしておりません。また、そのことから結成率についても把握することはできないということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　それでは、問２に移ります。

単位老人クラブの老ク連加入数及び加入率を伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　今お答えさせていただきましたように、老人クラブ連合会加入のクラブ数のみを把握いたしておりまして、その数は令和５年４月１日現在で６２クラブとなっております。

なお、市内の６０歳以上の方の、今申しました老人クラブ連合会の加入率につきましては１９．０％ということになってございます。

以上です。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　それでは、３問目に移ります。

老ク連への市からの補助金の交付状況及び執行状況を伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　今年度の老人クラブ連合会に対する補助金は、令和５年４月２８日に既に交付済みでございまして、金額は合計で５３９万４，２９６円となってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　それでは、問４に移ります。

老ク連の活動をどのように評価しているか、また課題はあるのか、伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　では、４点目のご質問にお答えをさせていただきます。

単位クラブが基本の集まりで、市で取りまとめている連合体組織が野洲市老人クラブ連合会でございます。さらに、県でまとめている連合体組織が滋賀県老人クラブ連合会、全国組織として全国老人クラブ連合会がございます。

野洲市老人クラブ連合会は本市に公認されている福祉団体でございまして、他市にあまり例を見ない自立した事務局を持ち、各部会や学区組織の自立性も尊重されている組織であると認識をしております。

会員からの要望や課題を把握し、市行政に高齢者に優しい地域づくりの提案をする高齢者の代表として、各種委員などの役職も担っていただいております。

令和元年には、各地区、学区の組織選出の会員と市内関係団体の代表者、さらに地域福祉を専門とする研究者を交えました総勢１４名の委員により、計６回の「これからの野洲市老人クラブのあり方検討委員会」を行い、委員会からの答申を受け、スポーツ大会等は各役員の動員ではなくスポーツ団体等への委託にすることや奉仕作業の軽減を図るなど、活動の見直しも行ってこられました。老人クラブ連合会の会員数につきましては減少傾向にありまして、その主な原因は、役員の負担が大きいとのことであることから、今年度からは、またさらに役員数を減らすという改革をなされております。このように、日々運営について工夫をされ、誰もが老人クラブの活動に参加しやすい環境づくりに努めていただいているという評価をいたしております。

課題につきましては、解散クラブの復活とか新規クラブの設立にご尽力いただいておりますけれども、会員数が減少しているということが挙げられます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　評価につきましては、確かにあまり例を見ない福祉関係の団体であるということでございますが、課題は減少傾向、当然老人の人口が増加しておりますけども、やはり最近の傾向といいますか、組織にあまり捉われない、あまり属さないという方が増えておりますので、そういったことも含めて、あり方検討委員会で今後のあり方を検討されているということでございますので、そういった課題解決に向け、また今後も努力をよろしくお願いをしておきます。

それでは、問５、老ク連からの単位老人クラブの離脱数の推移を伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、５点目のご質問にお答えをさせていただきます。

過去３年間におきまして、老人クラブ連合会から退会または解散をされたクラブ数を申し上げますと、令和３年度で２クラブ、令和４年度で１１クラブ、令和５年度で５クラブというふうになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　今の答弁を聞いておりますと、いささか、やはり離脱の数が増えているようでございます。

そのことに関しまして、問６、離脱の理由を確認しているか、伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、６点目の質問に答えさせていただきます。

離脱されたクラブの主な理由につきましては、やはり役員の担い手不足と事務負担が大きいということと聞いております。

以上です。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　どこの団体でもそうでございますけども、最近は、やはり役員の成り手不足が大きな原因でございますけども、やはり成り手がない。私も地元、大篠原

の営農組合で組合長をあずかっておりますけども、本来は、農業者、いわゆる耕作していない、私らも耕作を若い頃はしておりましたけども、今はしておりませんけども、立場上ならざるを得ないという形で、どこのところでもそうである。一番大きなところは、なかなか自治会長の成り手がないということで、私が役員になったときは非常に悩んでおりました。ある方のところへ行ってこい、前任者から言われるわけですね。言われて、その次は承諾を得るまで帰って来るな、それぐらい厳しいところがございました。

これではあかんということでいろいろ考えまして、今は、一家に１票の選挙制にさせてもらいました。それでベスト４、４人を決める。４人で自治会長、副自治会長、監査委員、これを決めてくださいと。それが決まらない場合は、再度、選挙をさせてもらいます。４人の選挙させてもらいます。今まで再度の選挙はございませんので、うまいこと、ここはいっているんですけども、中には、やはり大篠原さん、うまいことといっているなという形で聞きに来られるところもございますけど。ただ、今のところはうまく回っていますけども、やはりこの役員の成り手不足というのは、今後も続くだろうという推測をしております。これについては、取って置きの手段というのはございませんので、やはり組合員といいますか、そういった方のご理解に頼らざるを得ないというのが状況かと思います。

それでは、問７に移ります。

老ク連未加入、離脱の単位老人クラブの活動状況を伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　老ク連の未加入や離脱された単位老人クラブの活動状況につきましては、先ほども申し上げましたように、把握する手段がございませんので、把握していないというのが実情でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　それでは、問８に移っていきます。

当市が行う老人クラブ現行補助事業制度について説明をお願いします。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、８点目の質問にお答えさせていただきます。

現行の老人クラブ補助制度には、各単位クラブの運営費を補助する老人クラブ連合会単位老人クラブ等活動支援事業補助金と老人クラブ連合会小規模老人クラブ活動支援事業補

助金、連合会の運営費を補助する老人クラブ連合会活動補助金、さらに連合会が実施する各種事業の費用を補助する老人クラブ連合会特別事業補助金、それから創造推進員の配置費用を補助する老人クラブ連合会創造推進員設置事業補助金、そして連合会実施のスポーツ大会事業費を補助する老人クラブ連合会スポーツ大会補助金、あと高齢者のサークル活動を支援する老人クラブ連合会元気・やる気アップ補助金がございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　たくさんの補助制度がございますけども、一方では、県の小規模老人クラブ活動助成費県費補助交付要綱について、対象団体や事業内容、申請手続について説明をお願いいたします。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、９点目のご質問にお答えをさせていただきます。

県の小規模老人クラブ活動助成費県費補助金交付要綱に基づき、県から市に対し補助金が交付されておりますけれども、対象となる事業や団体の詳細につきましては、小規模老人クラブ活動助成事業実施要綱に記載をされておりまして、おおむね１５人から３０人で、老人クラブ活動等事業運営要綱に適合するクラブが対象団体とされております。

事業内容は、自らの生きがいを高め、健康づくりを進める各種活動とボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施し、年間を通じて恒常的かつ計画的に行う１０人以上の会員が常に参加する活動とされておりまして、毎年、老人クラブ連合会に対象となる団体数を確認の上、市が県に補助申請を行っているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　ただいま、説明を聞いておりますと、市がまとめて、そういう交付申請をつくって、県のほうに提出しているということでございます。

次、問１０でございます。

当市の高齢者福祉関係団体等補助金交付要綱、別表に定める老人クラブ連合会単位老人クラブ等活動支援事業補助金、老人クラブ連合会小規模老人クラブ活動支援事業補助金の交付趣旨について、伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、１０点目の質問にお答えをさせていただきます。

老人クラブ等高齢者福祉関係団体等の活動を支援することを趣旨といたしておりまして、老人クラブ連合会と連携し、高齢者の生きがいづくりや健康づくりのための活動を行う単位老人クラブの運営費について補助をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　それでは、問１１に移っていきます。

同要綱の補助事業主体は市でございますけども、市長の権限に属する事業であることは明らかでありますが、各補助金名称に老人クラブ連合会と記載がある理由を伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、１１点目の質問に答えさせていただきます。

高齢者の最大組織である連合会は、異なる地区の老人クラブとの共同活動や市内高齢者の自助、互助活動に大きな役割を担っていただいております。また、市は老人福祉法第１３条第２項に規定される、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者が老人クラブ連合会であるというふうに認識をいたしております。このことから、市は連合会を中心として、各単位や学区の老人クラブを取りまとめ、高齢者の生きがいづくり、健康増進活動を支援している老人クラブ連合会に対して補助金を交付しているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　ただいまの答弁を聞いておりましたら、いささか老人クラブに頼り過ぎではないかという思いは強いんですけども、問１２に移っていきます。

要綱では、交付条件に関しまして、特段の制限が規定されていないにもかかわらず、老ク連内の定めにおいて、交付、不交付が委任されていることは問題視すべきではないか、これについてお伺いいたします。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、１２点目の質問にお答えをさせていただ

きます。

野洲市高齢者福祉団体等補助要綱に基づき、市は広く高齢者福祉を充実させるための活動を行う団体を、先ほど申しましたけど、老人クラブ連合会であるという認識をいたしておりますことから、要綱第２条、別表に基づき、連合会へ各補助金を交付しているところです。ということで、連合会に対し、各単位老人クラブへの交付、不交付の判断を委任しているということでなく、要綱に基づいて交付をいたしておるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　今の答弁を聞いておりますと、本来の目的は広く充実をさせるためにある。その交付、不交付につきましては、一部団体に委任をしている。ちょっとそこら辺が特に納得ができないところがありますけども、さらに深掘りをするために、問１３に移っていきます。

老ク連未加入であっても、または中途離脱となっても自治会、または同好者を中心に、老人クラブ活動、小規模老人クラブ活動を行っている単位老人クラブはいかほどあるか、活動を確認しているのか、市としてどのようにして評価をされているのか、伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、１３点目のご質問にお答えをさせていただきます。

７点目のご質問でもお答えさせていただきましたけれども、連合会未加入団体の活動については把握をいたしておりませんけれども、老人クラブ連合会に加入しなくても、地域で活動していただいている自立された団体であるというふうに認識はいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　それでは、問１４に移っていきます。

現行の市の交付方法と同様の手法を取っている市町と老ク連経由ではない交付方法を取っている市町の割合は６対４と私どもは伺っておりましたけども、そうした、拮抗していると聞いておりますが、これについていかが考えているか、問います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、１４点目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和５年１１月に県内各市町の老人クラブ補助金の交付状況について調査を行いました。老ク連未加入クラブに対し補助制度があるのは、１９市町中９市町でございました。老ク連未加入クラブへ補助金を交付することは、老ク連からの脱退を助長することになります。実際に彦根市では、未加入団体にも補助金を交付するよう見直したことで、連合会脱退を助長し、令和４年度末をもって老人クラブ連合会は解散をされております。こういったことも踏まえまして、老ク連未加入クラブに対する補助は検討しておりません。当市と同様に、栗東市、甲賀市、長浜市、米原市も、連合会脱退を助長するため、未加入団体へは交付を行わないというふうにされております。

老人クラブ連合会と傘下の単位老人クラブの活動の効果が、市内全域にわたるものであるため、高齢者福祉に寄与するという考えのもと、補助をいたしておりますので、老人クラブ連合会未加入団体に補助した場合は、補助の効果がその地域に限定されてしまうということもありますので、効果の面からも市全体で取りまとめしている連合体組織に補助することは妥当というふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　まさしくこの問題の本質を伺いました。大きな問題になるのは、どうしてもそういう団体を認めてしまうと、おっしゃるとおり、存続に関わる。まして、今の答弁で彦根市ではそのような状況になっている。一方では、先ほど言いました、役員の成り手がない。ここら辺で恐らく担当者としては非常に苦しい選択をせざるを得ない、悩む問題だと思います。

恐らく、私のような厳しい質問をするような方も中にはおられると思いますけども、その問題を含めて、問１５に移っていきます。

大津市におきましては、単位老人クラブ活動補助金交付要綱を制定されまして、公平公正な助成事業を実施し、老ク連を未加入、離脱した単位クラブの活動継続を保障されております。当市が実施主体である補助事業は、市が決定するべきであり、要綱に交付条件の記載がない以上、法的手続に違反しているのではないかと考えられがちでございますけども、それに対する所見を伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、１５点目の質問にお答えをさせていただきます。

１２点目の質問でもお答えをさせていただきましたけれども、市は、先ほど申しましたような理由で、野洲市高齢者福祉団体等補助金交付要綱第２条の別表において、老人クラブ連合会に対して補助金を交付するというふうに規定をいたしておりますので、手続に法的な問題があるというふうには考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　恐らく、要綱に定めている以上は、地方自治法は問題ないという答弁だと思いますけども、その要綱を定めること自体が、地方自治法である程度問題になるのではないかなという見解を示される方も中にはおられますので、そこら辺を、やっぱり慎重に取り扱うべきではないかなというふうに思います。

問１６に移っていきます。

高齢社会の中で、コロナ感染症を経験して、地域での交流、語らい、出会いの場を多くの高齢者が強く望んでおります。やむを得ない事情によって老ク連を離脱してもなお、単位老人クラブとして、活動の場を自らの地域を中心に進めようとの目的は変わらないが、市の考えを伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、１６点目の質問にお答えをさせていただきます。

老ク連を離脱された後につきましては、例えばですけれども、地域で高齢者が集うふれあいサロンの団体に対しまして、市から社会福祉協議会を通じて補助金等を交付しておりますので、サロン活動の要件が整うのであれば、そのような補助金の活用もご検討いただき、これからも地域で活動を継続していただきたいというふうには考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　実は、私の大篠原は、今年、去年の２月に総会を開きまして、会員さんの意見を聞きました。先ほども出てました、もう役員をする手当がない、役員をするのが嫌や、もう離脱するという方が８割、賛成をされまして、もうやむを得ず、解散に至りましたけど、一方では、先日の土曜日でございましたけども、私どもの街道町の老人クラブで、昼ご飯を食べながら、会費制でございますけども、カラオケ大会を実施しました。やはり、参加者は４０名ぐらいおられました。やはり、こういった場をもっと持っ

てほしい。こうやって、お互いに話し合える場が少なくなったということも聞いておりますので、そういったことも、最終の問題に結びつけて伺いますけども、問１７、市税を納付する市民で構成する市民団体は、市の補助事業に定める活動を行うに当たり、補助金たる受益が、特定の組織所属の加入を条件とすることのないよう適切な見解と処遇改善を求めたい。これに対する市の見解を伺います。

○議長（山本　剛君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、１７点目の質問にお答えをさせていただきます。

１１点目、１４点目のご質問でもお答えさせていただきましたとおり、高齢者の最大組織である老人クラブ連合会は、異なる地区の老人クラブとの共同活動でありますとか市内高齢者の自助、互助活動について大きな役割を担っていただいている組織でございます。何度も申しますけれども、老人クラブ連合会の活動の効果が市内全域にわたるものということでありますので、高齢者福祉に寄与するという考えのもと、補助をしているということでございます。補助の効果がその地域に限定される場合につきましては、高齢者サロン団体に対する補助等の活用を検討いただくように案内をしているところです。

これらのことから、市全域に効果のある連合体組織の活動と特定の地域に限定した活動とはすみ分けを行って、今後も老人クラブ連合会に対する補助金を継続していくという考えには、現在のところ変わりはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　なかなか、平行線でございましたけども、やはり大きな役割を果たされているということで、ここもその寄与にまあまあ染まっていきたい。染まっていくと言うと、語弊がありますけども、ただ、先ほどから申し上げているとおり、大きな視点で、次の要綱も踏まえて、まあ検討委員会でいろいろ改正をされているようでございますので、その点をお願いして、３番目の質問に移ります。どうも多数にわたる質問にご答弁、ありがとうございました。

３番目は、国道８号バイパスに係るアスベスト対策でございますけども、もう２分いくらかの少ない時間でございますけども、頑張っていきたいと思います。

国道８号バイパスに係るアスベスト対策につきまして、私も国道８号バイパス事業につきましては、国県対策所属のとき、また都市建設部長時代にも携わってまいりましたが、

このときは地元大学、またこの企業とは用地買収を前提とした相互の信頼関係を構築するときであり、詳細な交渉まで至っておりませんでした。

国道８号バイパス事業に係るアスベスト対策については、８月の全員協議会で報告を受けたところであり、９月に岡崎部長に不動産鑑定に基づく単価で国土交通省に用地買収されたのに、国土交通省が費用を出してアスベストを搬出するのは、理に合わないとして説明を受けたところであります。その後の話合いでいくつかの疑問が生じたので、質問いたします。

問１、当初この区間は盛土工法でありましたが、掘り返すこともないので、アスベスト対策が必要でなかったものと推測をされます。その後、コンクリート構造物による工法に変更されたことにより、橋脚の基礎の掘削により今回のアスベスト対策が必要になったものではないかと説明を受けました。そこで、この企業から用地買収契約が成立した年月とその時点では工法変更がなされていたのか、また工法を変更された要因を伺います。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　ご質問にお答えいたします。

国土交通省が企業から用地を取得した契約年月は、平成３０年６月、あと令和元年５月、令和２年６月で確認しております。

用地を取得した時点では、高架構造での整備に計画を変更していたということでございました。

次に、事業化当初に計画されていた盛土工法が高架構造に変更された理由です。当初市内の主要な交差点をバイパスと交差点、平面交差で計画されていたということなんですけども、交差点部で車が滞留したりだとか、あと交差するために、すりつく県道、市道の必要な道路延長が確保できないというような構造的な理由によりまして、高架構造、あと補強土壁、盛土構造で比較検討をしまして、その上で経済性に優れて、地域分断の影響が低いと、あと、また野洲川の氾濫時の影響を避けられる高架構造が選定されたというふうに聞いております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　ただいまの答弁によりまして、高架方式への変更は理解できましたが、１点だけ、なぜ用地買収が３回に分かれて契約されているのか、説明を求めます。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　お答えします。

契約を３回に分けた理由ですけども、企業の生産活動に支障がないように移転工程に合わせて３回に分けたというふうに聞いております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　橋議員。

○１６番（橋　俊明君）　私も当時携わっておりましたけれども、やはり営業しながら移転するということで非常に大きな問題になっておりましたので、そういった移転のための理由によって３回に分かれたということでございます。

問２に移っていきます。

この企業の土地にはアスベストを含む土壌が出てくるのではないかということも想定されましたが、隠れた瑕疵による瑕疵担保責任を盛り込んだ契約が取り交わされているのではないか、伺います。

○議長（山本　剛君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　お答えします。

まず、国土交通省が企業から用地を取得された際に取り交わした契約書ですけども、そこに瑕疵担保保護に関する条項は盛り込んでいないということでございます。

次に、当該土地を所有していた企業については、敷地内の自社開発のために平成２６年に敷地内の４か所で埋設物の試掘を実施されておりまして、その時点で土壌にアスベストが含まれているということが、これは本市に報告されております。国土交通省の土地買収時には詳細な範囲や量というのは把握できなかったということですけれども、この敷地内の土壌にアスベストが含まれているということはもう分かっていたということでございまして、これは隠れた瑕疵には当たらないというふうに聞いております。

以上です。

○１６番（橋　俊明君）　以上で質問を終わります。

○議長（山本　剛君）　次に、通告第４号、第９番、奥山文市郎議員。

○９番（奥山文市郎君）　第９番、創政会、奥山文市郎でございます。

今日朝、産経新聞を見ますと、私も見た映画「翔んで埼玉」の記事があったので、言おうかと思っていましたけども、先ほど荒川議員に言われましたので、変えまして、１面にありましたニュースで、ＯＥＣＤの学力到達度調査で、日本のＰＩＳＡのテストで、３項目にわたって日本の学力が伸びたということで、本当に子どもたちは、コロナ禍を乗り越

えて頑張ったんだなと思いました。私たち、市民の信託を受けた議員としても、もっと勉強して、子どもたちに倣いたいと思います。

そういう意味を込めまして、今回、３つ質問させていただきますので、どうか丁寧なるご説明をお願い申し上げます。

まず、１問目です。

自治体運営とふるさと納税の活用について、質問させていただきます。

去る１０月１１日に、当会派では、ふるさと納税日本一の宮崎県都城市を訪問し、ふるさと納税の取り組みや財源活用の状況などについて学んでまいりました。

スライドをお願いします。

この都城市では、最初は市の対外的なＰＲと地場産業の活性化などを目的として取り組んだとのことでしたが、その努力の結果として、令和４年度には１９６億円もの納税額があったとのことでした。また、その財源については、基金に積み立てることなく、全て翌年度の一般財源に組み入れるとの説明も受けました。これは返礼品等に使う金額を差し引いても、半分である１００億円程度が行政運営の原資になるものであります。本市で言えば、病院が建つほどの金額であります。市民や行政にとっては、とてもおいしい制度であり、市を大きく利していることは間違いありません。

翻って、本市の状況ですが、都城市には到底及びませんが、後発ながらも栢木市長の手腕によりまして取り組んでいただき、昨年度は１６億円といったご寄附を全国から頂戴し、貴重な収入財源の確保に至ったところであります。それが、今年度はさらに３億円増えて、１９億円になるものと見込まれ、今回の補正予算にも計上されています。

一方、今定例会の補正予算資料では、本年度末で財政調整基金が１１億４，０００万余り、また１０月の全員協議会で説明された中期財政見通しによりますと、令和１０年度では７．３億円余りまで目減りすることも想定されます。

今後の本市の大型事業である病院整備、教育施設の大規模改修、給食センターの設備更新、文化ホールの大規模修繕等々を考えると、この金額では悲観的にならざるを得ません。このような事業の財源の多くは起債や補助金とはなるものの、いずれこのような基金残高では底をつき、後年度に大変危機的な財政状況になることは容易に想像できます。

そこで、本市の今後の行財政運営に係る方針や行財政改革の取り組み及びふるさと納税を主にした財源確保などについて、何点か質問させていただきます。

まず１点目です。

行財政改革の推進の方向性と思い切った民間委託などへの切替え等についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　奥山議員の第１点目、行財政改革の推進の方向性と思い切った民間委託等への切替えについてのご質問にお答えをいたします。

本市では、令和３年度に策定いたしました行財政改革推進プランにおいて、市の貯金に当たる財政調整基金に頼らない財政運営を行うことにより、同基金が１５億円を下回らないことを大きな目標に掲げております。その目標実現のための１つの取り組みとして、ふるさと納税に積極的に取り組んでおりますが、昨年度１６億円もの大きな寄附を頂いているにもかかわらず、議員ご指摘のとおり、同基金は減少の傾向となっております。これは歳出が歳入の増加以上に拡大していることが原因であり、このような状態を改善することが必要と考えております。

このような状況から脱却して持続可能な自治体運営を確保するためには、現在の行財政改革推進プランの中で進めております民間保育事業者の参入促進や給食業務の一部民間委託といった、既存業務の民間委託の推進を図ることに加え、事業の選択と集中、公共施設や各種サービスの需給を見極めたあり方の見直しなど、市政全般にわたる行財政改革の取り組みを行うことが重要であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

今、市長がおっしゃいましたように、現在も進めていらっしゃいます行財政改革を、時には痛みを伴うかもしれませんけども、将来、持続発展する市政運営を考えると、この路線で進めていただきたいと思います。

次に、２番目の質問に参ります。

先ほども申し上げましたように、今後の大規模投資に対しての計画的な財政出動についてお聞きします。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　２点目の今後の大規模投資に対しての計画的な財政運営についてのご質問にお答えいたします。

計画的な財政運営を行うため、サマーレビューという形で複数年度にわたる大規模投資

について担当課にヒアリングを実施し、事業の概要と概算総事業費や年次計画を確認しております。これらは中期財政見通しの基礎データの１つとなっているものでございます。当然、事業の優先順位を整理した上で、予算化する際には、起債や補助金を活用し、また公共施設等整備基金も活用することを検討しながら、後年度負担の軽減を図り、計画的な財政運営を進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

今後、病院をはじめ、たくさんの大規模投資をすべき事業があります。これも、今、市長がおっしゃいましたように、年次計画をつくりまして、計画的に。財政を組むときには、「入るを量りて出ずるを制する」という言葉がありますけども、まずもって、そういった基本的なスタンスで適正な財政運営をよろしくお願いいたします。

次、３点目を質問申し上げます。

本市の貴重なまちづくり財源となっていますふるさと納税の拡大対策とその財源活用の考えについてお尋ねします。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　３点目のふるさと納税の拡大対策とその財源活用の考え方についてお答えいたします。

ふるさと納税の寄附につきましては、昨年度から引き続き多くの方からのご寄附を頂いており、大変ありがたいことだと思っております。本市におきましても、国のルールに基づき、寄附金額の約５０％がまちづくりの様々な事業に役立てられていることから、貴重な財源であると認識いたしております。

今年度の主な取り組みを申し上げますと、新たに返礼品事業者を掘り起こすため、説明会を実施し、事業者を募集いたしました。

宣伝広告では、今年度７月に読売ファミリーへの新聞掲載、９月には全国滋賀県人会連合会会報誌「おうみの風」への掲載、１０月には雑誌「ふるさと納税ニッポン！」への掲載をいたしております。また、新たな宣伝広告として、寄附が急増する１１月から１２月に向けまして、楽天ふるさと納税サイト内において、ＲＰＰ広告と呼ばれる検索連動型広告の掲載を開始いたしております。さらに１０月発行の雑誌「レタスクラブ」１１月号や１１月発行の雑誌「ＬＤＫ」１月号で、本市の返礼品が取り上げられるなど、様々な媒体

で、絶えず情報発信は続けております。

今後も地域活性化のため、返礼品の数を増やし、効果的にＰＲすることが重要であると認識しており、本市の魅力発信を積極的にアピールしていきたいと考えております。

財源活用につきましては、野洲市まちづくり寄附条例に基づき、野洲市まちづくり基金として積み立てて、寄附者の意向に沿った事業に活用することになっております。条例の目的であるふるさと野洲への寄附金を広く募り、それを財源として個性豊かな活力あるまちづくりを目指し、主に通常は取り組めないような政策提案型事業や施設の大規模改修などの臨時的な事業などに活用しております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

このふるさと納税につきましては、日本一の都城も行きましたし、私が所属する党派議員で総務省にも参りまして、うちの実情をお話しして、意見交換もしたんですけども、やはりもっともっと拡大することができるといった自信もというか、方向性は一応見えてきたので、積極的な推進をお願いしたいと思います。

それで、再質問を２点、この項目でさせていただきます。

本市のふるさと納税はキラーコンテンツであるＳＫ－Ⅱに依存しております。他の返礼品開拓も大切でありますが、やはりＳＫ－Ⅱに絞って、もっとＰＲし、拡大していくことが本市の財政運営上、最重要であると思いますが、この拡大路線への戦略と提供会社Ｐ＆Ｇさんへの連携強化策は何かないか、教えてください。

○議長（山本　剛君）　市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、奥山議員の再質問にお答えさせていただきます。

本市のふるさと納税の返礼品につきましては、一部の特定商品が寄附の大部分を占めており、本市における重要な財源であることについては間違いないことだと思っております。今後も、野洲市の魅力を日本全体にアピールすることも含め、当該商品による寄附拡大は大変重要なことだと考えております。一方で、当該提供事業者においては、販路拡大よりも地域に貢献したいというお考えでご協力いただいていると認識しております。今後もこのような当該提供事業者の考えを重視しながら、必要に応じて連携、協力を進めていきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

このＳＫ－Ⅱというのは、なかなか企業さんの思いもあって、行政とは若干温度差があると思いますけども、やはり野洲市の財政の生命線を握っている制度であると思いますので、極力、上昇基調でよろしくお願いします。

その項の再質問、２番目ですけども、先ほど私どもが訪問した都城市では、寄附金を全て翌年度の一般財源に充てておられますが、本市として、このふるさと納税の財源の具体的な活用方針について教えてください。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　財源活用のお話でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

一部、先ほどの市長のご答弁と繰り返しになる部分がございますけれども、まず流れをご説明させていただきますけれども、これも議員ご承知のとおり、寄附として頂いた部分につきましては、まちづくり寄附条例の事業区分に基づいて、ご自身の意向をお示しいただいてご寄附を頂きます。その寄附金につきましては、収入した後に、当該年度におきまして、まちづくり基金への積立金という形で積立てを行います。さらに、その基金の活用につきましては、次年度におきまして、各種事業の特定財源となりますように、まちづくり基金の繰入金という形で、次の年度ですけれども、基金からの取り崩しを行っております。取り崩しを行って財源充当をしているという流れでございますので、先ほど議員おっしゃっていただきました先進事例の紹介事例と同じような活用は、手続上、若干違うかもわかりませんけれども、法規定、さらには条例の規定に従って、対応させていただいているものであるというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　スライド、お願いします。

これにつきましては、やはりこの財源というのは、先ほど言いましたとおり、財調がすごく減ってきていると、今年度末で１７億、さきの資料では１１億余りやったんですけども、５年先には７億ということで、ここにあるとおり、この点線のまちづくり基金、これが結局、財調を助けたりしているという要素が、もう今の段階で明らかですので、もしこのまちづくり基金がなければ、なかなか予算も組めないという状況に必然的になるかと思

いますけども、そういった意味で、この点々のまちづくり基金をいかに上向きに取っていって、最終的には財調基金のこの赤い線を上向きにするにはもうその方法しかないだろうと私は個人的に思っておりますので、計画的、効率的な財源活用をよろしくお願いいたします。

それでは、４番目の質問に参ります。

令和８年度に開院予定である新病院への市からの繰出金につきまして、厳しい現下の市の財政状況の中で本当に心配はないのか、その見通しをお聞かせください。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　４点目の新病院への繰出金に係る心配についてのご質問にお答えいたします。

少子高齢化が進み、物価高騰や人件費の上昇が一時的なものではないことを考えると、繰出金に限らず、不要な歳出削減は必須となってまいります。このような状況であることから、新病院への繰出金につきましては、企業会計による独立採算を基本として、収支計画を基に、公営企業の繰り出し基準を考慮しながら、適正な繰出金となるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

やはり、令和８年度から開院する病院の経営が一番心配でして、独立採算志向というところで、その本領発揮だと思いますけども、市からは地方公営企業法の繰り出し基準、そのうちいくらかは交付税でバックがあると思うんですけども、その中に収まるように双方が努力をお願いしたいと思います。

それで再質問を企業側である前川事業管理者のほうにさせていただきたいと思います。

今回、市制始まって以来の１００億円余りの巨費を投資して病院整備を行います。今、市民の声としては、建ててもらえることになったことはうれしいが、病院建設後５万人規模の本市にとって、本当に病院経営は維持していけるかということがあります。野洲病院の市営化後は、新型コロナウイルス関連の国からの助成によりまして、一時的には大きな財政的なストックができるような経営ができました。しかし、来年度は診療報酬のマイナス改定といった情報もありますし、新病院建設後は起債償還、そして減価償却費計上などに加え、今回も整形外科医との共同研究もあるんですけども、医療スタッフの充実、経営

的にはいくつものハードルが待っていますけれども、これを乗り越え、体力が脆弱な本市財政に決して依拠しないような新病院経営に対する管理者の現時点での見通しや抱負についてお聞かせください。

○議長（山本　剛君）　前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川　聡君）　ただいまの奥山議員の再質問に対して、お答えをさせていただきます。

奥山議員の言われたとおり、コロナが終わってから、コロナ病床が一般病床化したわけですけれども、なかなか入院患者が増えない現状があります。また、今ご指摘いただいたように、現在、当院では整形外科医が１名ということで、外来のコマ数の減少であったり、受診患者の減少等、経営的には非常に厳しい状態であるのは事実であります。

現在、その入院患者を増やすために、レスパイト入院という一時的に患者さんを預かるものであったり、それから６月からは湖南地域にはない、初めての障がい者病棟の取り組みをスタートして、少しずつ病床数を増やしておりますけれども、看護師さんのトレーニングも含めて、現在しているところです。

また、サポートカーというので、救急車でなかなか病院に行くのが、周りのことを考えて出にくい方に関して、サポートカーで入院患者さんを送迎するようなシステムを開始しました。

また、９月から各診療科及び各部門とのヒアリングを行って、収益向上のために、コストダウンであったり、どのように収入を上げるかということについてのヒアリングを行いまして、現在それについての方策を検討しております。これは、今、国のほうから、公立病院の経営強化プランというのをつくって、今年度中に提出しなさいということがありまして、それにのっとって、行っているものです。

このヒアリング等を行う中で、一番の、やはり大きな課題は人材不足、特に医師不足であります。先ほどの整形外科の問題に関しては、議会で議論をいただく、滋賀医大との共同研究計画によって副次的に、整形外科医が２名体制に戻るということがあります。また、本年１１月からは、泌尿器の副院長を１名増員しまして２名体制となって、救急体制、特に外科系の充実を進めております。また、このたび新病院の契約ができて、３年後を見据えて、私ども滋賀医大の各医局に訪問して、新病院の説明を含め、人材派遣の交渉を現在進めているところであります。

また、経費の削減に関しては、現在県立総合病院と共同購入の可能性がないかどうか等

も検討をしております。

以上、現時点でできることを頑張ってやっているということと新病院ができたときの医療スタッフを含め、計画どおりに収益も含めてできるように現在努力している現状であります。いずれにしましても、確かに、大変な大きな借金を返すためにできることは何でもしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　前川管理者、ありがとうございます。

５万人市民も期待しておりますし、前川管理者の手腕に期待するところです。決して、栢木市長に心配をかけないように、どうか今から新病院での経営準備をよろしくお願い申し上げます。

それでは、２番目の質問に参りたいと思います。

次に、農業経営と地域計画の策定について質問させていただきます。

近年、農業経営を取り巻く環境は年々厳しくなってきています。農業従事者の高齢化、後継者不足、役員の成り手確保が困難といったことに加えまして、最近では燃料費や肥料代等の高騰により、生産コストが非常に高くなってきています。さらに、この近年の農業経営の厳しさに追い打ちをかけるように、今年は猛暑が続くような異常気象となったことから、高温障害等を引き起こし、米の生産量がかなり減収となり、また品質も悪くなりました。

スライド、お願いします。

このスライドにつきましては、「ある水稲農家」というか、これは私の恥ずかしいデータですけども、１町余り、水稲、キヌヒカリを作りまして、８万ぐらいの赤が出ました。私はもともと篤農家じゃないので下手なんですけども、それにしても、この８万の中には人件費とか燃料代とかも入っていませんけども、かなり、減収が２割以上ですので、２割以上の赤字になっているというのが現状であります。

農業は自然に大きく左右されることは、生産者は重々承知の上で生産活動を行っていますが、今年ほど米作が大きく落ち込むと相当なダメージがあり、赤字経営を余儀なくされている農家の方は多いものと思われます。このような状況下では、ますます離農される農家は多くなり、本市の基幹産業であり、また地域の環境保全にも少なからず寄与している農業振興の根幹が大きく揺らぐものではないかと危惧しています。

こうした中、１０月に農業委員会より、地域計画に係る目標地図の素案作成についての説明会がありました。この内容は、過去に策定しました、人・農地プランが発展的に当該計画に移行していくものではないかと考えていますが、具体的な内容等について、もっと農家の方々に周知し、行政が目指そうとする方向性を示すべきであると思います。

そこで、何点か質問させていただきます。

まず１番目です。

今年の市内の水稲作の作況状況についてお尋ねいたします。

○議長（山本　剛君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　それでは、１点目のご質問にお答えをさせていただきます。

市内の作況状況の調査につきましては、結果としてはございません。ただ、本市を含みます湖南地帯の作況状況につきましては、近畿農政局が作物統計調査を行っております。その１０月２５日時点の調査結果では、令和５年度産水稲の１０アール当たりの予想収量は、平年収量より１３キロ減少したと、結果、４７８キロということで予想をされておるところでございます。

また、米の検査、等級のほうになりますが、こちらにつきましては、９月３０日付時点の令和５年産水稲うるち玄米農産物調査結果によりますと、全体に占める１等の比率でございますが、滋賀県全体で５７．４％となり、前年と比較いたしますと９％低下しておるという状況でございます。

これら減収となった原因につきましては、近畿農政局の作物統計調査の分析によりますと、出穂期、さらに開花期に当たります７月下旬から８月中旬が記録的な高温になったということで、これが影響しているものというふうにされておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

じゃ、次の質問に参ります。

先ほども言いましたが、水稲作が今年のように大幅な減収となった場合、農家へのこの減収対策への支援はあるのか、お尋ねします。

○議長（山本　剛君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　それでは、２点目のご質問にお答えをさせていただきま

す。

水稲作の減収対策としてどのようなものがあるのかということで、担い手農業者を対象とした国の収入減少影響緩和交付金というのがございます。この他にも農業共済組合によります農作物共済、さらに収入保険といった制度がございます。

なお、レーク滋賀農業協同組合では、農業経営支援といたしまして、令和５年度産のお米の出荷者に対しまして、１俵当たり、６０キロになりますが、税込み価格５００円の特別追加支払いというものが実施されたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

今、レーク滋賀さんの１俵、６０キロ当たり５００円の追加でご支援いただくというのは大変ありがたい話で、少しは減収対策によくなるかと思います。

それで、２点ほど再質問させていただきたいと思います。

まず１点目ですけども、先ほど担い手農家については交付金がもらえると言ったんですけども、担い手農家以外を対象とした国の収入減少の交付金制度はないかが１点と、そして、先ほどおっしゃいました農業共済や収入保険について、どれだけの減収があれば共済とか保険に適用されるのか、教えてください。

○議長（山本　剛君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　奥山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目に、大規模農業者以外、認定農業者以外になりますが、そうした方に対する減収対策の交付金の有無という点でございます。こちらにつきましては、国制度、県制度といった内容におきまして、そうした制度がないというのが実情でございます。

２点目の先ほど申し上げました農業共済、農産物共済、さらに収入保険という部分、どの程度の減収において発効されるのかという点でございます。

まず、収入保険のほうでございますが、こちらの制度の概要を申し上げますと、これ、全ての農産物を対象といたしておりまして、内容といたしましては、農業者の経営努力で避けられない収入減少を補償するというものでございます。具体的に申し上げますと、過去、青色申告を、例えば５年間されていた場合ですと、その５年間の平均収入が基礎になります。これがその方の通常であれば収入として得られるであろう収入と、それに対しまして、今年度、減った収入額を比較いたしまして、９割を下回った場合、１割以上の減少

があった場合、その下回った額の９割を上限として補てんするというような内容でございます。ただ、こちらの収入保険自体は加入の条件というのがございまして、青色申告を行っている農業者ということになります。それも過去１年間比較対象が必要となりますので、過去１年以上、青色申告を行っておられる農業者が対象、加入となるというところでございます。

２点目の農業共済制度につきましては、こちらは収入に対しまして減少した場合、補てんはなされるというところではございますが、対象となる事項というのがございまして、いわゆる風水害等の気象を原因とする事項、さらに獣害被害といったような被害に対しまして、収入が減少した場合、補てんされるというような内容でございます。ただこちらは複雑な制度となっておりまして、いろいろな補償メニュー、４つから５つほどございます。そうしたメニューを選んでいただきまして、その中で補償内容は決まっていくということでございまして、収穫量の減少を比較いたしまして、その部分、減額した部分について補てんがなされるというような制度でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

今おっしゃいました共済とか収入保険については、ハードルが高いということも理解しました。特に共済については、風水害、自然災害というのが基本だと思うんですけども、これから地球温暖化で、かなりそういう高温障害というのは来年も続くかもしれませんし、今年、北海道へ行ったんですけども、旭川周辺の盆地では米をたくさん作っていらっしゃって、おいしい米どころが北海道に行っているということも聞いていますし、南のほうからだんだんそういった高温障害にやられて、不適格かなというような時代になってくるかと思っていますので、またそれについての支援をよろしくお願いいたします。

次の３番目ですけれども、次に、市が今回進めようとされている地域計画が目指すところと今後の策定スケジュールについて教えてください。

○議長（山本　剛君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　それでは、３点目のご質問にお答えをいたします。

地域計画につきましては、地域の皆様自身の話合いを通じまして、将来の農業のあり方、それと農地の将来の受け手を明確にする中で、多様な担い手を確保、さらに農地の保全、農業経営の効率化を図るというところを目指すものでございます。

続いて、地域計画の策定スケジュールのほうでございます。こちらにつきましては、本年１０月に計３回、先ほど議員おっしゃいました説明会でございますが、野洲市地域計画策定説明会というのを開催させていただきまして、農業組合長、農業委員、認定農業者などに参加をいただきました。説明会におきましては、地域計画の概要、目標地図の素案の作成の具体的な進め方、また地域計画に含む農地の考え方など、各種検討事項をご説明させていただいたところでございます。その後、目標地図を作成するに必要となります集落ごとの農地リストをご提供させていただきまして、集落での話合いの進め方、耕作者不足などの課題への対応を随時協議させていただいておるところでございます。これらの協議を踏まえまして、農業組合長を中心といたしまして、農地の集約化など、将来の目指す姿を協議、農地ごとの将来の耕作者を検討いただくということになります。

このようにいたしまして、集落で取りまとめていただいた後、目標地図の素案、作成に必要となります、先ほど申し上げました農地のリストなどを来年、令和６年５月を目途に提出をいただくということになっています。これを基に、同年７月を目途といたしまして、市並びに農業委員会におきまして、各集落の地域計画及び目標地図の素案を作成いたしまして、その後、それを集落に返しまして、ご確認をいただくという流れでございます。

なお、この時点におきましても、再度、農地の集約化や地域計画の範囲の再検討をしていただくことも可能でございます。

その後になりますが、令和７年１月、これまで集落と野洲市のほうで調整いたしました地域計画及び目標地図の素案を協議いただく法定協議会という場を設置いたしまして、関係機関の意見を聴取した後、同年３月に地域計画を策定、公告という形を取ります。

この地域計画の関係で１点、ご説明させていただく点がございまして、仮に令和６年度末までに地域計画を策定できなかった場合、どのようになるのかという点でございます。この場合、具体的なデメリットとして、現時点で想定されるものが２点ございます。

１点目は、地域計画が策定されていない集落では、農地中間管理機構を通じた賃貸借が行えなくなる可能性があるという点でございます。

２点目といたしましては、耕作者が、機械、施設などを導入する際に補助事業を申請する際、不利となる可能性があるということでございます。

このようなデメリットがあるということでございますので、期間内であります令和７年３月までに地域計画が策定できるよう、市といたしましても、集落の取り組みを支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

地域計画につきましては、私どもの集落も、先月に第１回目の会議をして、目標地図を作る予定でいますけれども、これについては、今おっしゃいましたデメリットが２つあるというところで必ず作らなくてはいけないという認識を基にしていますが、やはり地権者と耕作者両名に今後５年、１０年先の田んぼをどうするんやということを聞きながら、ヒアリングをかけながらやっていかなくちゃならないので、今、成り手不足で大変なときに、また改めて、作業が来たということで、大変地元も苦慮していますので、また引き続きご支援を賜りたいと存じます。

それでは、最後に４番目の質問に参ります。

今後、零細農家の生きる道は残されているのか。また、仮に淘汰された場合、過去から現在にわたりまして果たしてきている地域での役割を行政はどう考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（山本　剛君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　それでは、４点目のご質問にお答えをいたします。

零細農家の方につきましては、地域における農業インフラの維持管理や環境保全に寄与していただいておりまして、重要な地域の担い手であるというふうに考えております。近年、国の政策におきましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成するという点を重視いたしまして、大規模農家などへの担い手農業者を支援するというものでございます。そうした農業者に対しまして、農地の集積を図る施策を中心としております。しかしながら、農業経営が大規模化すればするほど、水路、農道などといった管理が、やはり困難になってくるのではないかなと、農業インフラをこの先維持していくことが大変になっていくのではないかなということを危惧しておるところでございます。

現在、国におきまして、食料・農業・農村基本法の見直しが進められております。この基本法の見直しを行っております食料・農業・農村政策審議会におきましては、大規模な担い手だけでなく、小規模な農業者を含む多様な農業を後押しする議論が行われているというふうに聞いております。

市といたしましては、国の動向を注視いたしながら、県やＪＡと連携いたしまして、技術指導、また経営指導を行う他、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策などによりまし

て、水路、農道等の維持管理や環境保全に対しまして、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　零細農家も今回地域計画を進めていくと、もっともっとかやの外に追い出されるんじゃないかという危惧が、このスケジュール策定であるかと思います。その意味におきましても、市としては、そういう零細農家も地域の担い手として認めていただいていることについては、感謝申し上げたいと思います。

それで、再質問させていただきます。

我が国の現在の食料自給率は、カロリーベースで３８％であります。食料安全保障上のことを考えると、この率では大きな不安があります。例えば、現在、世界の中東、イスラエル、パレスチナ紛争を見ていると、やはり日本の主食である米や小麦等の一定量の国内生産確保は大変重要であると思います。また、農村を中心とした村型社会の衰退とともに、農村集落では地域コミュニケーションが希薄化しておりますが、これも国の大規模農家優先の農業施策がマイナスの効果となっていることも一因であると思います。今まで大規模農家だけではできない、手の届かない部分を零細農家が担うとともに、地域の潤滑油ともなってきました。小規模農家は、地域活性を裏方で支えてきたとも自負をしております。

そこで、湖南地域でも最大耕作面積を有する本市から国に向けて、大規模農家以外が果たしてきている役割の重要性や地域貢献を、決して零細農家、小規模農家を見放さないといった観点から、積極的なメッセージを伝えてほしいと思いますが、市の考え方をお聞かせください。

○議長（山本　剛君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

大規模農家以外が果たしてきた役割についてということで、その重要性なりを、国へメッセージとして伝えていきたいという点でございますが、先ほど来申し上げていますように、地域における農業インフラの維持管理、さらに地域コミュニティの進展に関しまして、小規模な農業者さんが果たしてこられた役割は大変大きいというふうに考えております。

また、議員がおっしゃっておられますように、食料安全保障上、どうしても農地を確保していく必要があるという点におきまして、必ずしも圃場整備された農地ばかりでない、また畑地等もございます。そうした農地を今頑張って耕していただいているのは小規模、

零細な農家さんが多いというふうに認識をしておるところでございます。

これらのことから鑑みまして、今後、農業政策を進めていく上で、小規模な農業者さんをどのようにしていくかというのが大きな議論になるというふうに考えております。当然のことながら、農地におけるインフラ管理、さらに景観管理、また環境保全といった点で、これら小規模農家なくしては進めていけないというふうに、現場を預かる担当部長としては考えておるところでございますので、こうした点、地域の農地、農業の現場の声というのを国や県との協議を行う場がございます。農業について話し合う場というのがございますので、そうした中で、しっかりと申し上げていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

私も、先ほど申しました、党派のほうで１０月に農林水産省へ行きまして、たまたま副大臣が地元選出の国会議員であるということで、私のこの水稲のシミュレーションを持っていって、切に訴えてきましたし、今度は行政サイドから、こういった野洲ならではの要望というか、きめ細やかな農業施策と現状につきまして、積極的に国のほうに訴えていただきたいと思います。

それでは、次の３番目の質問に参りたいと思います。

３問目のＰＴＡの解散について質問させていただきます。

ＰＴＡは、今さら言うまでもありませんが、保護者（ペアレント）と教職員（ティーチャー）とで組織された団体であり、ＰＴＡ・青少年教育団体共済法第２条に規定されているものであります。

スライド、お願いします。

私は、今まで学校には必ずＰＴＡがあり、保護者と教員が学び合うことで教養を高め、その成果を家庭や学校及び地域に還元し、ひいては児童生徒の健全な発達に寄与しているものと思っていました。個人的にも昔からＰＴＡや保護者会の役員を積極的に引き受け、地域の子どもたちの健全育成に微力ながら関わってきました。ＰＴＡこそが、学校、地域、家庭を円滑に結びつけ、子どもたちの学びと成長を支え合う役割を担っているものであると思っています。しかし、最近はＰＴＡのあり方そのものの見直しが全国で議論されるとともに、この団体がそもそも任意加入といった側面を持っていることから、初めから加入しない保護者も多くあると聞いています。

こうした中、来年３月に本市の野洲北中学校においてＰＴＡが解散される予定であるということをお聞きし、大変驚いたところであります。また、水面下でも、こうした動きが出てきている学校もあると聞き及んでおります。確かに、解散されることを決断されたＰＴＡでは、役員の成り手不足等々の様々な課題があり、それが解決されないがゆえに、こうした事態になってきたかと思います。しかし、ＰＴＡがなくなるといろんな問題が生じてくるかと思いますが、教育委員会として、このような事態をどう受け止め、今後、どのような方針で対応策を考えているかなどについて、何点かお尋ねしたいと思います。

まず１番目ですが、ＰＴＡの存在価値について教育長はどう考えているか、教えてください。

○議長（山本　剛君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、奥山議員の大きな３番目のご質問、ＰＴＡの解散についてのうち、１点目のご質問にお答えをいたします。

ＰＴＡは、戦後、各学校で保護者と教職員によって組織された社会教育関係団体でございます。保護者と教職員、また保護者同士が教育について話し合ったりして、子どもたちの学習環境をよりよくしていこうとする任意団体でございます。地域や家庭の教育力低下が言われている今日、その一翼を担っていただくという意味で、私は奥山議員と同様、非常に危機感を覚え、その価値は非常に大きいというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

私も教育長同様、危機感を感じて、こうした質問をさせていただいております。

２番目の質問ですけども、ＰＴＡが解散された場合、学校や地域で想定されるデメリットや困ることなどについてお尋ねします。

○議長（山本　剛君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　２つ目のご質問にお答えします。

解散によるデメリットは、３点あると考えております。

まず１点目は、会員の皆さんが学校教育に対する理解や学びの場がなくなることでございます。これは家庭の教育力に結びつくものだと考えています。

２点目は、学校と保護者の連携の問題です。教職員と保護者との協働的な取り組みがなくなり、保護者の声も届きにくくなるということがあると思います。

そして３点目は、地域との結びつきが深い活動をされているＰＴＡでは、その連携が弱くなる心配があります。もっと言いますと、地域の教育力につながっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

３点あるというところで、これも私も同感でして、学校教育から家庭教育の低下とか、地域連携、絆が弱くなってくるということです。

次の３番目の質問ですけども、ＰＴＡが果たしている地域コミュニティへの貢献度は大きいものと考えますが、それに対する考えや思いについてお聞かせください。

○議長（山本　剛君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　３点目のご質問にお答えいたします。

ＰＴＡと地域との関わりは、各学校や地域によって様々ですので、一概には言えませんが、さきのご質問の３点目でお答えしました地域の教育力、ここに大きく関わるという点で非常にその貢献度は大きいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　地域コミュニティということで、私も毎朝、スクールガードとして子どもの見守りをしているんですけども、ＰＴＡがもしなくなれば、非常に寂しいという思いであります。

最後に質問ですけども、今後、解散しようとするＰＴＡに対しまして、教育委員会からの働きかけや対応策について、何かあればお聞かせください。

○議長（山本　剛君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、４点目のご質問にお答えいたします。

解散の一番大きな理由は、先ほど橋議員からもありました老人クラブとよく似ているのかなと思うんですけども、１番は役員の成り手不足というところでございます。役員の軽減負担を図るような新たな改革が必要だと考えています。そのため、県内での先進事例、改革事例をお知らせしたり、あるいは組織のあり方などについて、市ＰＴＡ連絡協議会という組織があるんですけども、ここに生涯学習課が関わっております。そこで、いろんな協議、支援を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　奥山議員。

○９番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

ＰＴＡの解散の理由については、大きくは成り手がないということは認識しておりますが、今後は新しいＳＮＳとか、そういうメディアを通じて、役員さんの負担を軽減していくということがいいかと思います。私も教育長と昔は隣の市で同じ教育委員会で、学校教育課長、そして私が教育総務課長として同じ部屋で仕事をさせていただいて、ＰＴＡをはじめとした地域力の向上というか、そういうことに取り組んでおりました。私が思うには、こうしてＰＴＡの役員をされた方が、今後、大所高所から大きな枠の中で教育行政に取り組んでいきたいというところで、市議会議員とかに出て、こういう場で発言されていると思いますけれども、やはりそういう思いが強い議員さんもいっぱいいらっしゃいますけれども、子どもたち、日本の未来をしょって立つ、先ほど言いましたけども、ＰＩＳＡの学力が上がってきているというところで、子どもを学力に専念させて、そういう子どもたちの学びとか、それをサポートするのが大人であると思うんです。それの基礎はＰＴＡだと思いますけれども、そういった意味で、日本の国力発展、そして子どもたちの健全な育成については、ＰＴＡに必ず存続していただきまして、地域とともに育てる子どもたちというところで、それが住みよい野洲のまちづくりに最終的にはつながっていくんじゃないかと思います。

以上、３点質問させていただきましたけれども、ご丁寧なる対応、ありがとうございました。

○議長（山本　剛君）　暫時休憩します。再開を午後２時５０分といたします。

（午後２時３１分　休憩）

（午後２時５０分　再開）

○議長（山本　剛君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第５号、第７番、石川恵美議員。

○７番（石川恵美君）　それでは、創政会、第７番、石川恵美、今回は、コミュニティセンターの現状と将来性について、一般質問をさせていただきます。

先ほど奥山議員がＰＴＡの担い手として、ＰＴＡをきっかけにいろんなことで役を上がってくるというのは物すごく、私もそうでした。分からないときに地域の皆さんにいろんなことを教えていただいて、今日ここにいるのも皆さんのおかげだなと思うので、もっと

もっと頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。コミュニティセンターは、市民活動の拠点として、１９９１年４月、コミュニティセンターぎおうが野洲市の第１号として開館され、その重要性から、各学区にも建設され、現在、７つのコミュニティセンターがあります。ホームページにも載っているとおり、各種団体や催し、グループ活動などに利用できる。各種教室なども実施されています。「コミュニティセンターは、市民が市内の身近な地域において自主的に交流し、互いに連携を図り、市民活動を推進することにより、市民主体のまちづくりを進めるために設置しています。」とあります。私も、コミュニティセンターは指定管理を受け、管理運営にとどまらず、地域コミュニティの担い手不足をはじめとする諸問題などを学区全体として取り組み、対応するため、地域の各種団体や市民など、市と意思疎通をしながら、多様な主体が連携、協力して、地域の生きがいづくりの場、居場所づくりの場として運営されてきたと実感しております。

その後、貸し館の利用率を上げるため、今まで営利目的の貸し館は利用できませんでしたが、令和３年４月から緩和され、市内の業者のみ、物品の展示や販売目的の利用が認められるようになりました。これは今までにない画期的なことで評価できます。

そこで、質問をさせていただきます。

問１、令和３年４月から緩和されて、営利目的の貸し館はどのぐらい増えたのでしょうか。

○議長（山本　剛君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、石川議員の第１問の質問にお答えさせていただきます。

大変申し訳ないことなんでございますが、営利目的の利用件数につきましては、現在集計中でございまして、想定以上に時間を要することから、後日必ずお知らせさせていただきますので、本日のご答弁はご容赦願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　石川議員。

○７番（石川恵美君）　それでは、答えがまた出次第、教えてください。

問２に行きます。

営利目的の貸し館は１００％の負担がある反面、地域連携、協力は求められませんが、その部分はどうなっているのでしょうか。

○議長（山本　剛君）　長尾市民部長。
○市民部長（長尾健治君）　利用目的の内容は問わず、利用団体に対しては、地域連携等の協力を求めることは可能だと思っております。
　以上でございます。
○議長（山本　剛君）　石川議員。
○７番（石川恵美君）　では、その部分については、しっかりと周知、理解を求めていくということで、していただきたいと思います。
　少子高齢化や人と人とのつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境はさらに厳しくなっていく中で、地域の市民活動、いわゆるサークル活動などの利用団体に対し、１９９１年の開館以来、館長がコミュニティセンターの協力に賛同してくださった団体に対し、９０％の減免を認め、市が許可をして、適正に運営をしてきました。こうした中、各種団体の減免制度を見直すことになり、ここ申し訳ありません。訂正をお願いします。令和６年４月から９０％減免団体はなくなり、市民は営利目的以外の市民団体に対して５０％減免としました。
　そこで、質問させていただきます。
　コロナ禍より、市民活動団体の中には活動する場所としてのコミセンも休館を余儀なくされ、活動を縮小、または解散することもあると思いますが、公益を目的、または担う市民活動の促進は、市の将来にとって大変重要であると考えております。そこで、今後の市民活動を促進するために、市としては、どのような施策等を考えているのか、お教えください。
○議長（山本　剛君）　長尾市民部長。
○市民部長（長尾健治君）　それでは、石川議員の３点目のご質問にお答えさせていただきます。
　市民活動につきましては、少子高齢化等の影響により、今までのような既存の行政対応を主力とした公助だけではなく、まちづくりにおける共助として、市民、企業、行政が対等の立場で協働のまちづくりを進めることが必要であることから、これからのまちづくりを進める上で大変重要であると認識しているところでございます。
　その具体的な支援策としては、今年度、図書館内に市民活動団体支援の拠点といたしまして市民協働室を設け、市民活動の情報の発信や交流の場として、４月以降、貸し館やフリースペースの利用も含めて、多くの市民や市民活動団体にご活用いただいているところ

でございます。

　また、市民活動促進補助金は、今までの初期支援型や、やすまる広場実行委員会に交付している総合型に加え、今年度、新たに社会貢献を目的とするまちづくり事業を実施している団体に交付する継続支援型を開始し、今年度におきましては、４団体に各１５万円ずつ交付するなど、市としても地域活性化や地域課題の解決に市民活動団体の活躍に期待をしているところでございます。

　今年度、新たに市民活動団体の登録制度の要件整備を行い、各コミュニティセンターにご協力いただきながら、現在２００を超える団体が既に登録いただいており、併せてその団体に対してアンケートを実施し、市民活動団体の現況把握に努めております。この現況把握の結果につきましては、次年度以降に策定を予定している市民活動促進計画にも活用していきたいと考えております。コミセンにおける協力団体制度は廃止されますが、地域で活動されている市民活動団体が今までどおりコミセンを利用され、コミセンが地域コミュニティの核となる場として積極的に維持管理や学区の行事に参加されることを働きかけ、また毎年度末の更新手続において各市民活動団体の現況を確認し、適切に対応することにより、市民活動団体の活性化の手法を常時検討していきます。

　その他に、市民協働室を市民活動の拠点として、情報の収集や発信、相談窓口の設置、市民活動団体の発表と交流の場であるやすまる広場の開催支援など、今後も引き続き市民活動が活発化するよう支援を継続してまいります。

　以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　石川議員。

○７番（石川恵美君）　中には市民活動団体といっても、サークルとかで、もうちょっと高齢化になってきたんやけど、１週間に１回は顔を合わせて、ちょっと何かしようよという団体さんとかもおられるんですね。その居場所づくり、生きがいづくりの場とされているグループさんもおられるので、いろいろな思いを持って、何とか細々でも継続したいという団体さんもあるので、きめ細やかな支援をお願いしたいと私は考えております。

　次に行きます。

　行財政改革の観点は理解できますが、最近、イベント以外で、コミュニティセンターの付近を通ると、車もあまりなく閑散としていて、前の活気もなくなっているなというのを少し感じております。コミュニティセンターは市民が市内の身近な地域において自主的に交流し、互いに連携を図り、市民活動を促進することにより、市民主体のまちづくりを進

めるために設置していますと先ほども申しましたが、この減免見直しは整合性に矛盾を感じますし、広くもっと多くの人に利用してもらうべきではないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、石川議員の４点目の質問にお答えさせていただきます。

　コミセンの利用者数は、コロナ流行以前の令和元年度で、７コミセン合計にて、延べ１４万９，７５０人であったのが、コロナの影響や各コミセンの大規模改修により、令和２年度では延べ８万３，３５４人、令和３年度では延べ８万６，２０１人と減少しておりました。しかしながら、コロナの影響が少なくなってきた令和４年度では延べ１１万８，０８３人、今年度である令和５年度につきましては、１０月末までの６か月間だけで、既に延べ７万５，９１６人と増加傾向にあり、数字上においては、決して閑散と言える状況ではないと考えております。

　議員のご質問の減免見直しの件でございますが、これが適用されるのは令和６年４月からでございますので、そのコミセンの利用者への影響につきましては、その後の状況を注視していきたいと思っております。

　以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　石川議員。

○７番（石川恵美君）　少し細かい話になりますが、利用数は、例えばイベントで夏祭り、収穫祭をして１，０００人来られたら、利用数として加算されることになると思いますので、そうではなくて、それも大事なことです、イベントの貸し館としては。だけど、継続をして、そういうサークル活動、居場所づくりという観点からいうと、やっぱりもうちょっと利用を継続的にし続けてくださる方にも支援はするべきかなというふうに私は感じております。

　次に行きます。

　昨今は働き方や価値観の違いから、これまでの地域活動を維持していくのは困難と予想されます。活動の担い手不足により、役員の負担感の声も寄せられています。コミュニティセンターは、住民が主体となり、地域の実情に合わせて運営されるべきことから、指定管理制度により、学区の自治連合会、またはまちづくり推進協議会が運営してまいりました。学区においても地域コミュニティの課題や将来像を共に考え、協働していくのが重要

だと思われますが、連携、協力してくださる団体が少なくなってきているのは、役員の負担が増えることにつながっていると思います。

質問をさせていただきます。

自治会長や役員の負担感を軽減する策は、市としてどうお考えでしょうか。

○議長（山本　剛君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、石川議員の５点目の質問にお答えさせていただきます。

自治会活動で自治会長をはじめ、関係者の方に大変ご尽力いただいていることを、まずは厚く御礼申し上げます。

自治会活動における各役員さんの負担につきましては、既にいくつかの自治会からご意見をいただいており、負担の１つであります市からの配布物や委員選出につきましては、少しずつですが、削減、または効率化を図ってきたところでございます。現在の取り組みといたしましては、来年度をめどに各種オンライン申請の導入を検討しております。引き続き、自治会活動の負担軽減を図るため、自治会長や市民の皆様方のご意見をいただきながら、庁内関係所属とも協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　石川議員。

○７番（石川恵美君）　先ほどのお答えでもありましたが、また細かくなりますけれども、例を挙げると、コミセンによって内容は様々ではありますが、今までは９０％減免団体さんに協力をお願いしていました奉仕作業（敷地内の除草作業や清掃活動）、特に防災訓練や研修の参加依頼など、地域連携ができていましたが、９０％協力団体がなくなると依頼できず、自治会長、役員で作業することになり、役員の負担増大になってしまっています。また、業者に依頼することは、元は税金である指定管理料の中から支払うこととなり、行財政改革としては後進しているように感じます。

先ほどの説明でもありましたが、１００％払っていただく方にもそれは依頼できるとありましたが、現実はなかなかその現場では依頼できない状況がありますので、そこは市としてどうお考えになられますでしょうか。

○議長（山本　剛君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　現実に減免制度が来年４月から変わりますので、先ほど申し上げましたとおり、一度運用をしてみて、いろんな課題がありましたら、またそこは検討

していきたいと思いますが、ただ減免制度そのものにつきましては、これはコミセンだけではなくて、市全体的なものでございますので、むしろ違う方向で何かそこはいい手段はないかということは、また考えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　石川議員。

○７番（石川恵美君）　私も想定の中でそうなるであろうという懸念の中で話しさせていただいておりますので、こうなんだというお話ではなくて、それに対して、今からちょっと対応も考えていただいておきたいかなというふうに思って、今回質問をさせていただいております。

老朽化に伴い、コミセンしのはら、コミセンぎおうに続き、コミセンみかみも大規模改修中ですが、多額の改修費がかかっています。これはこれからも市民の皆様に快適に利用していただき、地域まちづくりの継続が重要だからだと思います。

問７です。

受益者負担が見込めないなら、もっと市民の皆様に利用していただくべきだと思います。

問８も一緒に行かせていただきます。

協力団体の方に話を聞くと、やはり協力団体制度の廃止は活動の継続が困難になる要因になっています。自治会館や公民館の使用も有料なところも増えてきております。また、無料であっても、駐車場が狭いなどの問題から利用しにくいとのことですが、このままではコミュニティセンターが居場所づくり、生きがいづくりの場ではなくなり、貸し館だけの建物になるように感じますが、コミュニティセンターはどうあるべきか、これからのコミュニティセンターに対して市はどうお考えか、お聞かせください。

○議長（山本　剛君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、７番と８番、まとめてご答弁させていただく形でよろしゅうございますか。

まずは、７番のコミセンの利用促進についてということでございます。

コミセンの目的から多くの市民の方にご利用いただくことは、大変重要なことと認識しています。その利用促進につきましては、地域の活性化にもつながることから、市として指定管理者と連携、協力しながら、利用者のニーズ把握等に努めるとともに、指定管理制度の長所である各指定管理先での創意工夫に対して、適切な支援等を行いたいと考えております。

続きまして、８番、コミセンのあり方についてご答弁させていただきます。

コミセンのあり方につきましては、これまでと変わらず、市民が市内の身近な地域において自主的に交流し、お互いに連携を図り、市民活動を推進することにより、市民主体のまちづくりを進めるための施設であるべきと考えます。その中で、利用者間の公平性の観点からも一定の受益者負担を設けることは、やむを得ないものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　石川議員。

○７番（石川恵美君）　問９に移らせていただきます。

また話が少しそれるかもしれないんですけれども、本来、コミュニティセンターは学区の困り事に対して、学区として取り組む拠点の場であり、地域コミュニティ、まちづくりの拠点だと思いますが、この閑散とした危機的状況をどうお考えでしょうか。

○議長（山本　剛君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、石川議員の９点目のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、コミセンの利用者につきましては、近年、増加傾向にあり、今後も地域の活性化の要として利用者が気軽にかつ快適に利用できる施設を目指してまいります。また、コミセンにおきましては、指定管理制度で指定管理者に維持管理をお願いしているんですけれども、各学区の地域の代表でもあるため、各種市民活動等の活動拠点として利便性が高められるよう、地域に根差した創意工夫をして、各指定管理者に期待をしながら、密な連携を取って、運営をお願いしていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　石川議員。

○７番（石川恵美君）　本当に生きがいづくり、居場所づくりのためにも、創意工夫しながら、密に連携を取って、市民の方にとって、コミュニティセンターがちょっと行きたいところとか、ちょっと行ってみようかなと思えるような場所であってほしいと願っております。

それでは、最後の質問になります。

学校で地域コミュニティ授業が始まっていますが、ミシン教室や手縫い教室はコミセンの協力団体の方々にお願いをしてまいりました。これからこういった人材発掘の選択肢が難しくなることが予想されますが、対策案はありますでしょうか。

○議長（山本　剛君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　石川議員の１０点目の質問にお答えをいたします。

今まで学校では、今、お話のように、家庭科のミシンがけとか手縫い教室、それから算数のそろばんの授業など、こういう支援を学校応援団事業として進めてまいりました。これは学校の要請に基づいて、地域の方に学校を支援していただくということが中心です。今年度、そこからさらに一歩踏み出して、地域の皆さんと一緒になってどう子どもたちを育てるのかということを協議する制度、仕組みとして、コミュニティ・スクールというのを導入しました。これは、学校と地域の皆さんとが一緒になって、みんなで子どもたちを育てていこうと話し合うものでございます。今まで以上に地域の皆さんのご意見や関わりを学校教育に取り入れていきたいというふうに考えています。

なお、生涯学習課では、そのための様々な情報を紹介していますので、いつでもご相談いただければというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（山本　剛君）　石川議員。

○７番（石川恵美君）　これも少し懸念を感じているのは、これから市民活動団体さんのほうに登録をされて、図書館のほうに拠点を移されます。でも、祇王で例えるならば、このサークルの団体さんにもお願いしているんですが、個人でやりたいという方が何人もおられるんです。そこは登録をされてなくて、個人的に契約というか、お願いをしている部分があるんですね。そういう方が埋もれてしまわないように、ちゃんとその団体さんだけではなくて、各学区にはいろいろとカラーがありまして、やり方が異なってはいると思いますけれども、そういう、子どもたちのためにという個人の方もたくさんおられますので、そこだけにこだわらないで、やっぱり学区のカラーをしっかりとつなげていって、やっていっていただきたいと思いますけれども、見解はいかがでしょうか。

○議長（山本　剛君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　多くの学校はほとんどの方が個人登録で、そういうサポートに出ていただいているという現状です。ただ祇王学区につきましては、まちづくり協議会が大きな窓口としてありますので、そことの関係もありますので。ただ、そこだけに頼るのではなしに、今、議員お話しのように、個人的にも応援したいという方はもちろんおられますので、そういう部分も含めてコミュニティ・スクールの事務局というのか、学校運営協議会という協議会がありますので、そこでそういう、まあ個人の方にも門戸を開くというんですか、多様な形での学校への関わりを追求していけるように、今、お話のほうをし

っかりとやっていきたいというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　石川議員。

○７番（石川恵美君）　最後になりますが、私も地域、特に学区の校長先生なんかに恩送りという言葉を教えていただきました。私は本当にそのとおりだと思います。個人的に皆さんが恩送りをしながら地域の子どもを育てるというのが、地域の子どもを育てていくという本当の考えであると思いますので、いろんな体系は変わっていきます。コミセンのこれからの貸し館のやり方も変わっていきますが、そこはどうか教育委員会、それから協働推進課が連携をしていただいて、そこが崩れることのないようにお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本　剛君）　次に、通告第６号、第１０番、益川教智議員。

○１０番（益川教智君）　第１０番、益川教智です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず１点目、公共施設の維持管理についてお伺いいたします。

本市は、「野洲市公共施設等総合管理計画」を本年３月に改訂し、現在市が取り組んでいる行財政改革なども踏まえた上で、計画的な維持管理を進めていくとされています。その中では、公共施設の長寿命化、また機能の重複する施設の統廃合などが検討をされております。

そこでお尋ねいたします。

近年、コロナウイルスの影響やロシアによるウクライナ侵略、また、いわゆるウッドショック、アイアンショックと呼ばれる木や鉄の資材の価格の高騰、さらに働き方改革による人件費の上昇などを受け、建設費が著しく上昇しております。その影響はまさに本市にも及んでおり、先般の臨時会において、市民病院整備事業に係る２０億円を超える補正予算が可決されたところであります。

本市では、コミュニティセンターや小中学校の計画的な大規模改修を実施しております。これらについても建設費高騰の影響は避けられないと考えます。差し当たり、次年度におきまして、コミュニティセンターきたの、また北野小学校の大規模改修が予定されています。小学校に関しては、今、準備工事等々が行われているかと思いますが、この修繕費の増大、もしくは改修範囲の縮減といった影響がないかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　それでは、益川議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

差し当たり次年度の修繕費の増大、改修範囲の縮減といった影響はないかというご質問でございます。

現在、令和６年度の普通建設事業を含めました予算につきましては、予算編成を進めておるところでございます。現時点におきましては、コミュニティセンターきたのについても予算要求の段階ではございますけれども、工事面積や工事内容に多少の違いはありますけれども、令和３年度のコミュニティセンターぎおうの改修工事費と比較すると、その費用については大きく増えているといった状況が見受けられるところでございます。また、一例ですけれども、北野小学校の改修工事についても同様の状況が見受けられるところでございます。内容につきましては、今、編成過程でございますので、精査はこれからでございますけれども、建築費の高騰の影響はあるというふうに考えているところでございます。

なお、改修範囲の縮減といった影響につきましては、対象施設の規模でありますとか実際に事業着手する年度によりまして、適正に判断するものでございますので、必要な改修は着実に行えるよう努めていくものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　建築費高騰の影響は、やはりあるということで、今、ご答弁をいただきました。これ、ぎおうと比較した場合ということでおっしゃいましたけど、躯体等もそれぞれ個別に違うでしょうし、そこと比べるというのはちょっとあれなんですが、いや、何が言いたいかといいますと、以前、北野のコミュニティセンターに行ったときに、大幅な影響があって、当初２億円ほどでしたか、ごめんなさい、金額をちょっと忘れましたが、１．５倍ほどの費用が必要になりそうだということをそのコミセンの方から聞いております。そういう影響が今後順次ずっと続いていくとなると、大変、この市財政を圧迫させる原因となるかと考えます。この後、引き続き中里、兵主に関しては今回は計画としてはまだ上がっておりませんが、基本的には３０年経過してから大改修、残り３０年たったら、改築というような方針であったかと思います。それを先々考えたときの市財政への影響というのは、これは避けては通れないかと思います。

今後、中主小や祇王小等も、この改修の計画の中には入っておりますが、当然、それら

に関しても影響は避けられないと思いますが、その係る費用について、一定平準化等を改めて検討する必要があるかと思うんですが、その点についてお伺いします。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　益川議員が今、冒頭おっしゃいました施設ごとの違いでありますとか改修の内容によりまして、若干施設間の違いはございますので、一概に比較するというのは難しゅうございますけれども、事業の執行に際しましては、今、先ほど申し上げましたように、当該年度におきまして、十分精査をして、予算を計上してまいりたいと思いますし、それに臨むまでに中期財政見通しの中で、今回お示しをしておりますとおり、サマーレビューという形で、数年後の普通建設事業費がどういった推移になるのかということも事前に確認をしてございますので、逐次そういった形で点検を繰り返しながら、適正な予算執行に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　しっかりと予算を使っていただくのであれば、中途半端なものになるのではなく、それに必要とされる改修というものを順次していただくということで今お答えいただきましたので、それはお願いはしたいと思います。

では、次に移ります。

今回の計画、最初に述べました「野洲市公共施設等総合管理計画」、この後、「計画」と呼ばせていただきますが、今回の計画は、これまでの「野洲市公共施設のあり方」を取り込んだ形で改訂されております。あり方においては、２０１９年度から２０２６年度を第１期として、その数値目標としまして、公共施設について延べ床面積の約６，６１５平米、全体でいうと約２２．５％、更新費用としては約３７億円、比率でいうと約２９．４％の削減というものが掲げられておりました。現時点での進捗及び２０２６年度までの見通しについてお伺いいたします。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　それでは、益川議員の２点目のご質問でございます。

「公共施設のあり方」で掲げられていた目標の進捗、そして見通しというご質問でございます。

まずもって、本市の公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持ちまして、公共施設等の最適な配置を実現する基本的な方針を取りまとめておりますのが、「野洲市公

共施設総合管理計画」でございます。この計画につきましては、本年３月に「野洲市公共施設のあり方」でお示しをしておりました施設ごとの整備方針を時点修正した内容で取り込みまして、総務部におかれまして改訂をされたところでございますが、今申し上げました「公共施設のあり方」の進捗につきましては、政策調整部のほうで管理をしてきたこともございますので、ご答弁をさせていただきたいと思います。

本市の公共施設につきましては、一部施設の統合や廃止等を進めまして、施設数は計画策定当時、平成２７年度においては１２８施設でございましたけれども、令和３年度には１０６へ減少したものでございまして、目標としておりました延べ床面積に関しましては、施設数は減りましたけれども、床面積に関しては、逆に策定当時から１万４３２平米増加した結果となってございます。この増加量につきましては、令和元年に市立化をいたしました市立野洲病院の面積にほぼ等しいものとなってございます。老朽化した施設の更新や小中学校の大規模改修において、バリアフリー対応や機能向上を図ったことにより、既存施設より面積が増加したことも影響しているものでございます。

また、２０２６年度、令和８年度までの見通しにつきましては、今後想定をしております文化施設の集約化等を踏まえましても、目標達成は難しい状況となってございますが、施設数につきましては、着実に減少が図られており、目標設定の根拠となっております施設の維持管理経費については、一定の削減が図れているものというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　延べ床面積が増えている分に関しては市民病院が増えましたので、それについては承知をしております。その分が丸々ということでありますが、であるならば、その当初、２０１９年度に立てられた目標が、現時点においてはほとんど残った状態６，６１５平米が達成されていない状況であるということであります。今後の文化施設の集約化を勘案したとしてもなかなか厳しいということでありました。今、最後におっしゃったのが施設数に関しては減少したということでありますが、金額等々はこれ延べ床面積で出しておられますね。施設数が減ったとしても、延べ床面積を基準としてやっておられるのであれば、この施設数の減少というのは、今回の延べ床面積を減少させて、公共施設の統廃合をうまく行っていこうという目的には合致しないかと思うんですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　再質問にお答えをさせていただきます。

益川議員おっしゃるとおりでございまして、床面積については減少しておりません。ただ施設数につきましては、これも公共施設管理計画の保有量推移の表をご覧いただきましたら、明確にお示しをさせていただいておりますので、個別の施設名称については省略をさせていただきますけれども、２７施設について削減を図らさせていただいているところでございます。これらにつきましても、やはり維持管理のコスト等を踏まえますと、一定の削減を見たというふうに考えておりますし、そうした観点から、今後も集約、複合化という観点についても進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　それでは、次の質問に移ります。

この計画の中では、本市が保有する公共施設の単純更新に係る費用として約７８３億円、長寿命化を実施した場合は約６９１億円が必要になるとされております。最初に述べましたこの近年の建設費の高騰を反映させた場合の試算というものはどうなるでしょうか。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　３点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

今回の改訂におきましては、策定当初から変更のございました情報を反映して時点修正をしたものでございますので、昨今の建築費高騰については反映ができてございません。令和９年度から次期の第２期の整備方針を策定してまいる予定でございますので、そちらの方針におきましては、精緻に分析をした上で、反映をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　令和９年、第２期で検討する、それを反映させた上で考えるということでありましたが、病院の補正予算について当初予定されていなかったほどの建設費の急騰があり、しかもそれが高止まりするおそれがあるということを言っておられました。令和９年度において、そこまで今から約４年、ぎりぎりにやるわけではないでしょうし、３年か分かりませんけれども、それまでの間にしっかりと今の時点で対応できるような、いくらかかるのかというのを把握しておかないと、今後の中長期的な施設整備という

ものを勘案したときに、間に合わなくなるおそれが、足りなくなるおそれがあるかと思うんですけれども、現状で把握する必要があるかどうかについて、改めてご見解をお願いします。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　先ほどちょっとお答えをさせていただきましたように、中期財政見通しにおきましては、今年からですけれども、サマーレビューというような形で、数年の普通建設事業につきましても、着実に原課のほうから要求なりをしていただきまして、それを財政査定の中で勘案をして、見通しの中でどういうふうに位置づけていくのかというのを逐次点検をさせていただいておりますので、それを繰り返していくというようなことで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　本計画には反映させないけれども、その時点時点で対応していくと、その時点修正で対応していくということでありましたが、中長期的な計画でありますので、やはり全体像というものをしっかりと把握して進める必要があるのかなというふうに私は認識しております。

１点再質問です。

今回、文化施設の集約化が、以前駅前で集約すると、駅前の文化ホールを大規模改修、もしくは改築するということで方針が示されましたが、それに係る費用というものはこの中に入っていないということでよろしいですか。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　お答えをさせていただきます。

「公共施設のあり方」におけます個別施設計画の中で、文化施設につきましては、野洲文化ホール、さざなみホール、文化小劇場、この３つの集約化を図るというところまでを位置づけてございます。この計画の個別計画に際しましては、どこを集約化していくのかというのが位置づけられておりませんでしたので、今回、様々な議論、市民の皆さんのご意見を踏まえながら、シライシアターのほうに集約化が図れたというようなことでございますので、それ以外の施設については、除却をするという前提で床面積が減少していく、施設数についても減少していくというような予定をさせていただいておるというところでございますけれども、今申し上げました点につきましては、公共施設管理計画の中には数

値上の反映はできていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　では、この前お示しされました改築の場合は１００億強でしたか、大規模修繕の場合は４０億、３０億だったわけです。すみません、ちょっと数字が曖昧ですが、それらの金額が少なくともここにはのっかってくるという、なかなか厳しい状況であるということを認識いたしました。

次に移ります。

計画の中では、２０５６年度までに公共施設の延べ床面積の１５．５％の削減を目標として掲げてあります。約４万平米の削減が必要となりますが、この２０２６年度、この第１期の各公共施設の整備方針としては、大半が「保全、更新」となっております。この目標達成のために今後具体的にどのように行っていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　それでは、４点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

令和９年度から第２期の整備方針に、先ほど申し上げましたとおりですけれども、その検討に当たりましては、延べ床面積の削減の推進に加えまして、特に施設数自体の削減による維持管理経費の圧縮効果についても着目をし、取り組んでいくことを検討してまいりたいというふうに思います。

具体的には、今後の人口減少を見据えまして、既存公共施設を取り巻く社会情勢の変化や現在の市民ニーズと既存行政サービスとのミスマッチを解消する視点で施設数の削減を図り、公共施設の適正配置に取り組むことを検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　引き続き、適正配置のために取り組んでいくということでありましたが、これ、削減が進んでいかないとどんどん、やっぱり当初予定していたよりも、その維持に関する費用がかさんでくるということが当然考えられます。若干ずれて恐縮なんですが、行財政改革の中で公共施設等整備基金、先ほど奥山議員の質問でもあったかなと思うんですけれども、その公共施設等整備基金を７．５億積み立てるということが目標

になっておりますが、これが本当にこの金額で足りるのかということもあります。この点についてお伺いいたします。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　再質問でございます。

足りる足りないかという観点でいきますと、全体量をどのように考えているのかということに尽きますので、それはお答えができないという部分がございますけれども、基金の目標値としましては、行革の方針の中できちっとお示しをさせていただいております。その活用についても、現在、財政課のほうで検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　当初４万平米の削減を前提として、行財政改革の中で７．５億円の基金の積立てが必要であるという判断をされたと認識しているんです。であるならば、現状でもなかなか厳しい。今後、中長期的に見ていくということでありますが、この４万平米の削減が達成されないのであれば、より一層の基金の積立て、もしくは市財政への影響というものが、そこは連動して考えられると思うんですけれども、その点についてお伺いをします。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　公共施設の統廃合につきましては、今回文化施設の統廃合の方針がお示しをできたという結果を踏まえますと、やはり市と議会の先生方も含めて、一緒になって取り組んでいただいた成果であるというふうな認識をしてございます。一方的に市民がご利用いただいている施設を統廃合していくというようなことを、方針を出したところで、なかなか前に進まなかったというような経過もございますので、市民の皆さんのニーズとミスマッチがないかという観点を十分検討しながら、議会とも一緒になって、取り組みを進めてまいりたいというふうに思いますので、ぜひその点につきましても、議員の先生方におかれましても、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　おっしゃるように、公共施設の削減、もしくは集約化というのは市民サービスの低下につながるものであると、専らそうだと思いますので、しっかりと市民に説明をした上で、理解をいただいた上でやっていくことは重要であろうかと考えま

すし、私自身もしっかりと市民に説明した上で進めていきたい。いっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

公共施設の統廃合は、財政的な側面だけではなく、野洲市全体としてどのようにまちづくりを行っていくかという観点が不可欠であると考えますが、認識をお伺いいたします。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　５点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

公共施設はあくまで市の目指すまちの姿を実現するとともに、政策目的を達成するための１つの手段であると考えております。したがいまして、今後、施設の統廃合を検討するに当たりましては、個々の施設自体の要る、要らないということだけではなく、施設の持つ機能についても、市全体を俯瞰した上で、その必要性や配置を考えることが必要であるというふうに考えておるところでございます。加えまして、今後の施設のあり方につきましては、持続可能な自治体運営の確保がその前提でありますので、提供するサービスの水準、財政負担のバランスを取りながら、公共施設の適正な維持管理を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　その点に関しては、考えが共有できているようでよかったです。

先ほどの石川議員がコミュニティセンターについて質問をしておられました。コミュニティセンターは市民活動の拠点となって、それぞれの地域に置かれ、また指定避難場所等々にも指定されております地域の重要な拠点であろうかと思いますが、今回の計画は２０５６年度までの計画でありまして、先ほどの石川議員のお話では１９９１年にコミュニティセンターぎおうが開設したということを言っておられましたが、そこから６０年ほど、２０５６年となると、その計画の最後あたりにかかってくるんですけれども、この計画の中で、コミュニティセンターの統廃合等も一定考えていく必要が、検討する必要があろうかと思います。今は各地域に１つずつありますが、それらの機能、または利用率等々を考えた上で、この市民サービスの低下、市民サービスへの影響も含めた上で、この中長期的な計画の中で考えていく必要があるのかなと思いますけれども、その点について認識をお伺いします。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　先ほど市民部のほうからもご答弁がありましたように、コミュニティセンターのありようといいます部分につきましてですけれども、基本的にその目的はどうなのかというような観点が非常に重要かなというふうに考えてございます。設立されました当時を振り返ってみますと、市民活動ということではなしに社会教育センターという位置づけで整備をされたというふうに聞き及んでおりますし、それが数年たって、市民活動の推進の場というふうに少し模様替えをされて、さらに運営方針につきましても、指定管理方式に変更されてきたというような観点がございます。いろんな時代の背景を踏まえながら、施設のありようについても、それに沿うような形で推移をしてきたというような経過がございます。

また、今回の施設の目的でありますけれども、そもそも地域づくり、自治会のあり方、こうしたものについても、逐次、そのありようについても見直していく必要が今後も出てくるのかなというふうに認識をしてございますし、いろんなお声も頂戴している状況でございます。先般の自治連合会が主催されております行政懇談会におきましても、いろんな自治会様のほうからも、自治会のいろんな問題点、課題点も拝聴させていただいたような背景もございますので、地域づくりのありようというのを十分検討しながら、このコミュニティセンターのあり方というのは決めていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、冒頭ご答弁申し上げましたとおり、政策目的を達成するための手段であるという施設でありますので、統廃合を検討する際には、そのありようについても十分背景などを考えながら考えていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　まちづくりということに関しては、今、本市はコンパクトシティーの考え方に基づいて、まちづくりを行おうとしています。この考え方は、私は選択と集中、そして公共交通の充実であろうかと思います。拠点を集中させることによって、機能を集中させることによって、そこにまさににぎわいが生まれていく。コミュニティセンターは市民活動が広く活発に行われる場所ですので、その拠点として、にぎわいづくりに大きく寄与するものである。今回統廃合を仮にするとすれば、恐らく近隣のなくなる、廃止されるコミュニティセンターの方々には大変なご不便をおかけするかと思いますが、そこに公共交通、この網を張り巡らせることによって、一定カバーできるのかなというふうに認識しておりますが、このコンパクトシティーの考え方に基づいた統廃合というものを

ぜひ検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　総合計画の中でもお示しをさせていただいておりますし、都市計画マスタープラン等でも、その考え方につきましては、まちづくりを進める上での重要な要素であるというような位置づけもさせていただいております。また、公共交通の計画につきましても、現在、検討を進めていただいておりますので、それぞれの施設を結ぶという観点についても重要な要素であるという認識はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　公共施設の統廃合は、やはり行財政改革の中でということもありますが、まちづくり全体をしっかりと見据えた上で行っていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

本市の情報公開についてお尋ねいたします。

行政による情報公開は、市民への説明責任を果たすとともに、行政の動きを確認する上で非常に重要であります。また、この行政の見える化によって、市民に行政に対する信頼というものも担保することに寄与いたします。

そこでお尋ねいたします。

公文書公開請求制度は、市民が行政の情報を得る上で非常に重要な制度だと考えますが、市の認識をお伺いいたします。

○議長（山本　剛君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　それでは、益川議員の１点目の公文書公開請求に係る認識についてご説明、答弁申し上げます。

公文書公開請求制度につきましては、野洲市情報公開条例第１条に規定されていますとおり、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うすることや、市政運営の透明性の確保に努めながら、市民と情報を共有し、公正な市政運営を図る制度であると認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　では、次の質問です。

公文書公開請求への対応というものは、先ほど述べた、また今のご答弁された理由から行政にとって非常に重要な事務であると考えますが、その認識についてお伺いいたします。

○議長（山本　剛君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　２点目のご質問にお答えいたします。

公文書公開請求への対応についての重要性でございますけれども、対応につきましては、公開請求された方に対しまして、市の保有する情報を公開することは、知る権利を保障するために適正に対応するべき事務であるということで、重要な事務であると認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　一般論といたしまして、今、情報公開請求、公文書公開請求制度への対応というのが、行政にとって非常に重要な事務であるというふうにお答えいただきました。

一般論として、事務繁忙のために、公文書公開請求の期限を延長してくれ、今のご答弁からは、これは認められないと思うんですけれども、その点についての認識をお伺いします。

○議長（山本　剛君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　再質問にお答えいたします。

情報公開条例の中で、公開期限の延長というところで、正当な理由ある場合は延長することができるというような規定がございますので、そちらにつきましては、通常１５日間で公開をしなければならないということになっていますけれども、事務上困難な理由がある場合は、３０日に限りそれを延長することができるという規定がございますので、その業務の内容によって、必要として制定されている規定であると認識しております。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　次の質問に移ります。

市の事業全般として基本的に透明性が求められます。これは当たり前のことです。重要な施策においては、市民の理解を得た上でその事業を進めていく必要がより認められると考えます。一層の情報公開が重要であると考えますが、認識をお伺いいたします。

○議長（山本　剛君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　まず、情報公開につきましては、市の情報公開条例に基づいて、適正に行うものであると認識しております。施策の重要性を問わず、条例の規定に基

づいて、情報公開を行っていくものであるという認識をしております。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　では、次に移ります。

今回執行されました病院の入札手続について疑義があるため、どのように市で協議され、また外部の専門家、弁護士の意見を聞いた上で方針を決めたのかということを知るべく、公文書公開請求を実施いたしました。行いました。申請をいたしました。先ほどのように、期間延長の上にほぼ黒塗りの資料が提出されました。病院整備は駅前の開発とともに、現在市が取り組む最重要課題の１つであります。本市の情報公開についての考え方が問われると思いますが、その認識をお伺いする前に、参考までにお見せいたしますが、見えますか。こんな状態です。こんな状態です。こんな状態です。ここ とかすごいですよね。見事に黒塗りの状態で渡されました。そういうことを皆さんにご確認いただいた上でご答弁をお願いします。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　４点目の病院の入札手続の情報公開についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の公文書公開が決定されたことにつきましては、個別の申請に関わる案件でございますので、この場で私がお答えするべきものではないものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　そもそも一般質問とは何ぞやということになろうかと思いますが、例えば「一般質問　範囲」とかで、今、皆さん、タブレットをお持ちだと思うんですが、スペースを入れて検索していただくと、会津若松市が一番、なぜかトップに上がってきていまして、「一般質問とは議員が市の一般事務に対してその執行の状況または将来の方針、政策提言や行政の課題などを市長などの執行機関に直接ただすことです。質問の範囲は、行財政全般、公共事務、団体委任事務、行政事務の一切を含むの他、地域で住民生活に密接している事項など多岐にわたっています。」というふうに記載されております。

また、これは必ずしも正しいというわけではありませんが、議員必携の中にも、「質問の範囲は、その町村の行財政全般である。具体的には自治事務、法定受託事務であるとを問わず、町村が処理する一切であって、一般行政はもちろん、教育、選挙、農地行政等、

全般に及ぶものであります。」と書かれております。これを踏まえた上でご回答をお願いします。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　今回のご質問の内容、この通告の質問を見させていただいたら、議員自らが情報公開をされて、今お示しされた黒塗りのものが返ってきたというお答えというか、説明でしたので、そもそも議員個人が私人として行われた公文書公開請求であり、例えばその公開内容に対して不服であれば、その場で述べられてもお答えできたのではないかなと。そして、どうしても不服であれば、不服申請というんですか、不服の申立てができるという制度がございますので、まずそれをしていただけたらよかったのではないかなというふうに思います。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　何か、今、栢木市長からは、私が個人的な申請を出して、それに対して文句を言っているのであれば、私人であるとおっしゃいましたね。不服申立て等をすべきだということを言われましたけれども、私は、今まさにこの対応を通して、本市の情報公開のあり方というものについてお尋ねしています。先ほども申し上げましたが、病院整備は駅前整備と並んで、市民の興味、関心を持たれている最重要施策であります。そのような重要な施策におかれては、通常、どの業務も透明性を持ってやることは必要ですけれども、より一層の透明性を持った上で市民の理解を得て進めていく必要があろうかと思います。

　橋議員に対する答弁の中で、執行部の中でしっかりと協議をして、そしてさらに専門家にも確認をして、この入札手続を行ったんだということを言われましたが、誰が、じゃ、どうやってそれを確認するのか。市民も確認できない。私たち議員も確認できない。執行部の中だけで共有されている。この状態で、この重要な事業を進めていくということがとても健全であるとは私は思えませんが、その点についてご回答をお願いします。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　益川議員がおっしゃるとおり、市の最重要課題の１つであるその文書について公開をすべきだということをおっしゃるのは、重々理解はできるんですけども、これ、当時の話ですけども、意思形成過程の中での文書ですので、その時点時点において、黒塗りで出すということは当然あるものだと私はそういう認識をいたしております。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　部長会議要録がありますね。あれ、市の重要課題について執行部がどのように考え、議論をして、この議案を提出します、または市はこのように動いていきますというのを市民に明らかにするために出されているものです。公表されているものです。意思形成過程というのであれば、その部長会議要録に関してもそうでしょう。今回、同様にこの重大事業において、出さないという理由としては、その意思形成過程であるからという理由は成り立たないと私は考えるんですが、お考えをお伺いします。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　益川議員はそのようにお考えになられると思うんですけども、意思形成過程の中でも過程というのはいろいろございますし、最重要過程の中で、これから入札という行為になる前の書面でございますので、当然、私がここを塗ってどうのこうのとかということは、今るる見せていただいて、あっ、これだけ塗っているのかというふうに思ったんですけども、それはそういう入札前の話ですので、当然、そういうこともあり得るのではないかな、黒塗りというのが多いということがあり得るのではないかなというふうに私は認識いたしております。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　入札前であるからしようがないということでありましたが、逆じゃないですかね。その入札に当たって、どういうふうに検討された上で進められていくのか。入札後では遅いんですよ。入札前じゃないと駄目なんです。その認識が誤っていると思いますが、いかがですか。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　いや、私は誤っていないと思います。何でもかんでも全部公開という。公開ということの意味を、やはりもう少し、益川議員だけに公開しているわけじゃないわけですから、そのこともご理解いただきたいというふうに思います。

○１０番（益川教智君）　答弁の意味がちょっと分からなかったんですが。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　説明がちょっと伝わってないということで、申し訳ございません。これ、情報公開請求が出たときに益川議員に情報公開を全部オープンにして出した場合、その情報というのは、一般に情報公開するのと同じ意味になるわけなんですね。それが入札前にそれを全部オープンにするということは、入札に影響が出てくるということを判断されたものと私は認識しているということでございます。

○議長（山本　剛君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　少し補足というのを。今の情報公開について補足させていただきますと、まず今回、益川議員が情報公開された実施機関については、病院事業のほうに、まあ管理者のほうに情報公開請求をされていると。市長のほうにつきましては、その実施機関でございませんので、その内容、いわゆる情報公開請求された内容の結果を市長のほうで、これがどうやったか、ああやったかというような、いわゆる判断をまずできないという認識をしています。

その他、実際のところで、市長の答弁の中でいきますと、これまでから市の政策形成過程においては積極的に情報公開を逐次、そのとき、必要、適時的確に実施してきたというところで、論点が少しずれていると、平行していたのかなと思いますので、その辺をちょっと補足させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　繰り返しになりますが、私はこれを通して、本市の情報公開のあり方、全体としてどう考えているのかをお尋ねしております。

この延長についても、私は、事務繁忙を理由にして断られてくる可能性があるなと、延長の可能性があるなと思って、公文書公開についても細かく３つに分けて、それぞれお願いをしております。一括ではなく、３分割して、この件について、この件について、この件についてということでお願いをしておりましたが、３つまとめて、やはり延長ということになりました。その結果として、先ほどお見せした黒塗りの資料が提供されました。何度も言いますが、特に重要な事業においては、通常よりも一層の透明性を求められると私は考えておりますので、この件については、市政の透明性については、引き続き取り組んでいきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

３点目です。職員による暴言、恫喝行為について。

前回の定例会最終日の病院事業会計の決算認定の反対討論を行いましたが、その討論後、休憩に入るや否や、自席にいた私にその職員が詰め寄り、「公然とうそをつくな」、「浅い考えで発言をするな」、「何様のつもりだ」などと、非常に激しい口調で迫られました。その際、改めて、私の判断の理由を説明しようとしましたが、当該職員は聞く耳を持とうとせず、自身の主張を、上記のような発言を繰り返すのみでありました。

物事について議論する際に、その根拠とする資料が明らかに誤っているのであれば、それを吹聴することはうそとなります。ただ、その資料に表れている数字をどのように評価するかは各個人の判断に委ねられるべきものであって、今回、私としましては、しっかりとその判断に当たっての理由を説明したものであると考えております。上述しましたようにその説明がご理解いただけない、もしくは不十分であるとすれば、改めて、当該職員に説明をしようという姿勢を見せました。一方、それに対する職員の態度は、感情的、また一方的なご自身の主張を展開し、それを他者に、この私に押しつけようとしておられました。討論の場というのは、それぞれの議員が活動を通して得たその根拠に基づき、その理由を明らかにした上で、その賛否について自身の判断を表明する、この議員にとっての重要な職責の１つであります。この「浅い考えで発言をするな。」ということは、その機会をまさに奪い、議員としての活動を制限することになると考えます。

そこでお尋ねいたします。

職員の上記行動、また各発言に対する執行部の認識についてお尋ねいたします。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　益川議員の３点目の１点目ですか、職員の行動、発言に対する認識についてのご質問にお答えをいたします。

私が記者会見でお答えいたしましたとおり、業務に対しての内容の範疇でお互いが主張し、議論されたものと認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　議論の範囲内であればということでありますが、これらの発言が、そもそも議論だとは、私は、今、議論ではないということは説明させていただきましたが、議論であれば、このような発言が許容されるという市長のご認識であるということでよろしいですか。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　当日、私はその場におりませんでしたので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、当時、暫時休憩中に起こったことだというようにお聞きをいたしております。その中で議長が議員と職員に対して叱責というか、両者に注意されたと。その中で両者が「申し訳ございませんでした。」というふうに、当時の議長に言われたという報告を受けて、その場で起こったことで、その場で収まったんだなというふうに私は

判断して、だから議論の中で起こった口論であるという認識をいたしたわけでございます。
○議長（山本　剛君）　益川議員。
○１０番（益川教智君）　私が謝罪した、おっしゃるとおりです。何に謝罪したかというと、感情的になっている職員の相手をしてしまったことに対して、この議場においてそのようなことをしてしまったことに対して、謝罪をしております。ですので、私が特に議論であったり、口論であったり、お互いが対等に議論をしたという認識ではありません。一方的に暴言を吐かれたので、それに対応してしまったことについて、この議場という場において、休憩中ではありますが、そのことについて謝罪をいたしております。
改めて、その口論の中であれば、このような発言、そして、私はこれが一番問題だと思うんですけど、口論したことについて、「うそをつくな。」、「浅い考えで発言をするな。」ということを、今まさにこちらを見ておられますが、そのような発言は議員としての職責をどのように考えておられるのかと。私たちは執行部の監視機関としてこの場に立っており、議論をして、市政運営が少しでも前によく進むように、そのために、討論、議論、質疑を行っております。上記のような職員の先ほどの発言というものは、これを大いに制限するものであるかと思いますが、改めてご認識を伺います。
○議長（山本　剛君）　栢木市長。
○市長（栢木　進君）　何度も申し上げますけども、その場でどういう形であれ、お互い前議長の前でわびられたということですので、もうその場で収めていただくのが大人ではないかなというふうに思っております。
○議長（山本　剛君）　益川議員。
○１０番（益川教智君）　その場で収まっていないから、私はその後に質問書を提出しております。今に至るまでしっかりと書面による回答などはなされておりません。本市の姿勢として、今回、上記その職員の発言、行動等は、もうこれ以上は対応しないということでよろしいですか。
○議長（山本　剛君）　栢木市長。
○市長（栢木　進君）　議場の暫時休憩中に起こったことですので、その場で終わっているものと私は判断いたしております。
○議長（山本　剛君）　益川議員。
○１０番（益川教智君）　休憩中ということで言われましたけれども、昨日かな、ニュースで、休憩中にどこかの議長が職員に手を上げたというのが大きく報道されていました。

休憩中であろうがなかろうが、私たちは議員ですし、職員さんは特に管理職という責任のある立場であります。そして、その立場において、この議場におられます。そういう方がこの行動、発言をするというのが、決して適切ではないと考えますが、いかがですか。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　何度も申し上げますけども、当時の議長に双方がおわびをされたということで、その場で終わっているものと私は判断いたしております。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　問２です。

このような本会議中の討論に対する職員の暴言、また恫喝行為によって、議員の発言を制限しようとすることは、この市の健全な発展にとって非常に悪影響を及ぼすと考えますが、これを市長は容認するのか、お考えをお聞かせください。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　先ほどお答えしたとおり、業務に対しての議論であったことから、市の健全な発展にとって影響するものではないと考えております。

この１問目、２問目、両方併せて、私の認識と申し上げますか、どういうふうに感じているかというのをもうこの際、お話をさせていただきます。

益川議員からただいまのご質問に関しての回答について、今申し上げたとおりではございますが、議員が取られた今回の一連の行動につきまして、日々真剣にまちづくりに取り組んでくれている市職員を預かる者として、強い遺憾の意を持って、申し上げたいと思っております。

益川議員は議論した職員に弁明する機会を与えないまま、「恫喝行為」というセンセーショナルな表現を用いた市長への質問書を市に提出すると同時に、報道機関へ公表されました。この一方的な行為について、私は、まず非常に遺憾に感じております。申すまでもなく、市議会議員は市の一般職員に比して強い立場にある特別職の公務員であります。議員に対応する際、当然職員は心理的に緊張するものであり、その判断にも大きな影響を与える存在です。

さらに、マスメディアに対する発信力についても、市の職員のそれとは比較にならないほど強く、大きな社会的信用も持ち合わせておられると考えております。そうした地位にある市議会議員が業務上の意見として、議員に異議を申し上げた件に対して、当該職員の職務のみならず、私生活に及んでまで不利益となる情報を議員の力を持って、報道機関に

発信し、結果、ネットを通じて全国に拡散されたことは、市議会議員としての倫理に照らして、いかほど適切であったのかと存じます。

今回のことを受け、当該職員は病院整備事業のあの重要な局面を前にして、周囲に萎縮し、力を落としておりました。そして、私生活にも多大な影響が生じてしまったと聞きました。議員のご質問にお答えするなら、今回、議員が取られた一連の行為は、市職員全体の士気にも影響した行動であったと思います。今後、市議会とともに建設的なまちづくり議論を行おうとしていた多くの職員の心理に、負担と不安を投じることとなったことは間違いないもので、むしろ益川議員の行動こそが、本市の健全な発展に悪影響を及ぼしたものと考えています。

当時、当該職員は、「市に対して迷惑をかけました。」と私に謝罪いたしました。このことは記者会見の場でも申し上げたとおりです。にもかかわらず、またもや公然の場であり、インターネットでも映像を配信しているところで、さらに職員を追い詰めるような今回の一般質問を行われたことは、甚だ疑問であり、残念で仕方がありません。当該職員は非常に業務遂行においては人一倍熱心に取り組んでおり、部下からの信頼も厚く、通常声を荒げるようなことはありません。議員の行為は、議員という立場、また市民の代表者として、本当に人の痛みというものを理解し、行われたものなのでしょうか。当時、職員は心労のあまり、夜も寝られず、食事も喉を通らない日々が続いたと聞いており、下手をするとメンタル不調に陥る、極めて憂慮すべき議員の行為であったと思っております。

以上が私の一連の認識と見解でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛君）　益川議員と市長に申し上げます。

一般質問にあっては、建設的な政策議論を願います。

益川議員。

○１０番（益川教智君）　入り口を間違えておられるようですが、当該部長が迫ってこられたとき、私はしっかりとその理由を説明しようとしました。それを聞かずに、重ねて暴言を吐いてこられたのは当該職員のほうであって、その入り口があるにもかかわらず、こちらの姿勢に問題がある、こちらの態度に問題があるなどと、今、つらつらとご説明をされましたが、到底理解できません。

今、私の一般質問はあと２分３８秒ですけれども、これが終わって、例えば休憩に入ります。その瞬間に私が市長でもいいです。職員でもいいです。逆の立場として、その部長

がされたことをしたときに許容するんですか。それは議論だから、口論だから、また議案に関わることだからという理由で、このような発言を許容するんですか。

また、当該職員は、自分は正義をした、自分の信念に基づいて正義を行ったということを新聞報道等で言っておられるようですが、自身の正義に従うのであれば、他者を傷つけていいのか。許容するんですか。お考えをお伺いします。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　許容するもしないも、当該職員は私に迷惑をかけましたとわびております。「迷惑をかけました。」ということでわびを入れているということは、反省をしているということですので、それは一定受け入れるということでございます。

議員におかれましては、優越的地位にあるということもお忘れなくしていただきたい。やはり、いろんな場所で、例えばこの発言が大変遺憾に思う、問題やと言わはんのやったら、それはそれでまたこの議場でなくても、いろんな場でお互いがまた話し合える場所もできるのではないかなというふうに私は思います。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　まさに議場で行われたことをこの議場でお話ししなくてどうするんですか。心身不調とおっしゃいましたけれども、むしろ私のほうが、そのような暴言恫喝がまたあるのかもしれないと心のどこかに思いながら、こうやって執行部と対峙しているところであります。議員の優越的地位ということをおっしゃっておりますが、私は議会と執行部というものは対等だと常々思いながら活動をしておりますし、発言もしております。そのような前提というものをご理解いただいた上でしっかりとこの件について、書面で質問書を提出しておりますので、改めて、ご回答をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（山本　剛君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　書面の返答はただいま申し上げたとおりでございますので、改めて書面にして提出するつもりはございません。

なお、対等とおっしゃいましたけども、決して職員は議員の皆さんと対等という気持ちを持って、対峙している者は１人もおりません。やはり、優越的地位の違いということは皆分かっております。だから、益川議員の、鋭いと言うたらあれか分からんですけど、鋭い質問、それに対してどう答えようかというので、職員も、やはり一般質問が当たったら、いつも緊張感を持ってやっておると思います。それが、やはり議員という立場やというふ

うに理解していただきたいというふうに私は思いますし、職員も仕事上で必死になって、頑張ってやっておるわけですから、行き過ぎたこともあるかもわからんですけども、当該職員以外にもあるかもわからんですけれども、寛容の精神を持って、議員の皆さんは接していただけたらありがたいなというふうに思います。

○議長（山本　剛君）　益川議員。

○１０番（益川教智君）　執行部におかれましても、私たち議員においても、真剣に議論するのがこの議場という場であります。ですので、議論というものはもちろん私たちの職責でありますし、それについては避けて通るつもりはありません。それが、議論が議論でなくなったときにどうするかというものであります。執行部の皆様におかれましては、十分ご理解いただいているかと思いますが、しっかりとその議論としてお互いが市政をどう進めていくかを話し合っていく場が議場ですので、その点について、改めてご理解をいただきたいと思います。

　以上です。

○議長（山本　剛君）　お諮りいたします。

　本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本　剛君）　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

　なお、明７日は午前９時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

　本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後４時２８分　延会）

野洲市議会会議規則第１２７条の規定により下記に署名する。

令和５年１２月６日

野洲市議会議長　　　　山　本　　　剛

署　名　議　員　　　　岩　井　智惠子

署　名　議　員　　　　鈴　木　市　朗